

令和7年第3回川西町 議会定例会会議録

令和7年9月3日 水曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 遠藤明子

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 渡部秀一君
5番 寒河江司君	6番 吉村徹君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 高橋輝行君
12番 遠藤明子君	13番 鈴木幸廣君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 片倉和之君	総務課長 有坂強志君
企画財政課長 坂野成昭君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 大河原孝如君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て 課長 近祐子君
農林課長 大友勝治君	商工観光課長 安部博之君
地域整備課長 中山宗隆君	教育文化課長 前山律雄君
監査委員 嶋貫榮次君	企画財政課 課長補佐 (財政担当) 石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳
主 任 高 橋 知 希

事務局長補佐 竹 田 紀 子

議 事 日 程 (第 2 号)

令和7年9月3日 水曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 渡 部 秀 一 君
2. 橋 本 欣 一 君
3. 吉 村 徹 君
4. 鈴 木 孝 之 君
5. 高 橋 輝 行 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の渡部秀一君は質問席にお着きください。

第1順位、渡部秀一君。

(4番 渡部秀一君 登壇)

○4番 4番、渡部です。

おはようございます。

一般質問、本日5人いらっしゃるということなので、最初のトップバッターということでさせていただくことに大変緊張しております。一般質問、久々でございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告のとおり質問を始めます。

まちづくりを考える上で、人口減少・少子高齢化問題への取組が大変重要となっておりますが、それにも増して、町の財政も大きく関わっております。

近年、役場庁舎の移転整備、跡地へのまちなかテラスの整備、川西中の長寿命化事業やフレンドリープラザ、体育館、小学校等の補修が続き、相当な財政負担となっているわけですが、さらに診療所の移転整備や現診療所の解体整備が見込まれています。それらのことで、

町長は財政が厳しい状況だといつも言うておられますが、それについて伺いたいと思います。また、町の公債費の償還がどのくらいになるのか、そして、ピークは何年度なのかを教えてくださいたいと思います。

続いて、中心市街地活性化についてですが、まちなかテラスの整備が進んでおります。拠点施設としての利活用をどのように進めるのかお聞きいたします。また、残念なことに、空き店舗や空き家等が増えています。町としては、どのような空き店舗・空き家対策を行っているか教えていただきたいと思います。

次に、関係人口を増やすことを人口減少の対策と考えているようですが、その窓口となる観光拠点にダリヤ園周辺があります。その中で、ダリヤ園と置賜公園について伺います。

まず、ダリヤ園ですが、今年も猛暑が続き、ダリヤの球根が駄目になったり、植栽したものが伸びないと、大変苦戦しているようでございます。先日調査に伺わせていただきました。そこで気づいたことをお伝えしたいと思います。

(1) 入口受付と売店はカードやコード支払いができない。これは、現在の観光地では通用しないのかなというふうに思われます。

(2) 新八堤前のステージ、入口から結構離れていますが、これは使われているのでしょうか。できれば、インスタ映えなどの場所がつけられたらなというふうには考えております。

(3) 宝くじ桜植栽地と石碑がある場所の管理がなされていないのかなというふうな感じを受けてきました。もっときれいに管理して、将来の花見場所にすべきではないかと思えます。

以上がダリヤ園で気づいたことですが、それぞれ回答をいただきたいと思います。

次に、置賜公園ですが、ここは観光拠点の玄関口として整備すべきだと、以前に一般質問したはずですが、その後は検討なされたのか。また、ハーブガーデンの運営についてはどうするのかをお答えいただきたい。

続いて、まちづくりをする上で、少子化問題は大変重要ポイントになると思います。今のまちづくりは、現在より次世代へつなぐものだからです。

それを踏まえ、小学校の統合について伺います。

議会の意見交換会でもテーマにしておりますが、意見交換会の資料の中で、1校ないし2校の配置となっております。また、資料によると、児童数が令和7年度は526名、令和13年度は368名と、30%減になるように書かれております。それでも1校ないし2校の配置となっておりますが、どちらでしょうか。

次に、少子化問題を抱えるのは小学校でだけではなく、幼児施設も同じだと思います。

現在、町立の施設は3か所、民間の施設は3か所プラス1か所となっております。幼児施設を民間に任せる自治体も大変多くなっていると聞いております。当町はどのような方向性で考えているかお聞きいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長 町長茂木 晶君。

町長。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 おはようございます。

渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、まちづくりと財政、財政の現況であります。令和3年度に開庁した役場新庁舎の整備及び旧庁舎等の解体、町道虚空蔵山西線道路改良工事、防雪柵設置等のインフラ整備、現在取り組んでおります旧庁舎跡地への川西まちなかテラスの建設、川西中学校の長寿命化整備等、本町では大型の投資的事業に継続して取り組んでまいりました。加えて、町民総合体育館やフレンドリープラザをはじめ、多くの町有施設で老朽化が進行しており、改修や補修等の対応を行ってまいりました。

これらの事業においては、一部、国の補助金、基金等を活用しているものの、財源の大部分を地方債に頼っており、令和6年度末の地方債残高は151億7,930万2,000円となっております。これは、県内町村の中で最も高額となる見込みであります。また、川西診療所整備においても、財源として地方債の活用を想定しておりますので、地方債の償還に係る公債費負担は、今後増加していくものと見込んでおります。

令和6年度の地方債借入額は14億4,331万円、令和7年度の地方債借入予定額は現段階で25億2,370万円となっております。この公債費の増加に対しては、一般財源で対応していくこととなります。さらに、人口減少による地方交付税等の減少が見込まれる中、非常に厳しい財政運営となることが予想されます。

公債費の償還がどのくらいになるかにつきましては、ただいま申し上げた事業以外にも、どのくらい地方債を活用するかによって変わってまいりますので、一概にお示しすることは困難であります。仮に今後の地方債の借入れを毎年度10億円程度とした場合、公債費は令和15年度にピークを迎え、令和6年度と比較して約4億5,000万円増の約17億6,000万円となる見込みとなっております。

次に、中心市街地活性化についてであります。川西まちなかテラスを拠点施設として、どのように進めるかについて、旧庁舎及び中央公民館を令和5年に解体して以降、地域振興拠点施設として整備を進めている川西まちなかテラスまちなかは、昨年度より本格的に工事に着手し、現在は仮囲いの外から外観が見られるようになり、町民の方々の関心が高まっているところであります。

建物は、令和7年11月末の完成、令和8年5月からの供用開始を予定しており、現在は外構工事や各種関連工事を含め、おおむね順調に進んでおります。今後の状況については、引き続き毎月の町報や町ホームページを通して工事の進捗状況などを随時発信するなど、周知に努めてまいります。

川西まちなかテラスは、小松地区の人づくり、地域づくりの拠点である小松地区交流センター、町全体の観光や交流などのにぎわいづくりの拠点に加え、防災の拠点機能を有する施設として利活用を予定しております。施設の運営につきましては、今後、施設設置条例の制定も予定しており、その場合は直営か指定管理による運営を選択することになりますが、町全体のにぎわいの創出を図る重要な施設であることから、当面は直営で管理運営することを想定しており、安定的な運営が図られれば、指定管理制度の導入などを検討してまいります。

なお、小松地区交流センターにつきましては、指定管理制度による管理を予定しております。

このように複合的な利活用により、子供からお年寄りまで、幅広い年代の町民、サークル団体等が自由に利用できる交流スペースを提供するとともに、各種イベントの開催など、多くの人が集まり、にぎわいが生まれるよう、町が主体的に施設の機能を最大限に発揮していくとともに、利用される皆さんと一緒に施設を盛り上げていきたいと考えております。これらの取組により、まちなかテラスを拠点とした中心市街地の活性化を図ってまいります。

次に、空き店舗対策につきましては、本町では中心市街地及び商店街の活性化のため、令和3年度から川西町中心市街地活性化支援事業補助金により、川西町商工会及び山形かわにし綾プロジェクト推進協議会が実施するにぎわい創出や店舗の魅力向上、イベント開催等の事業に対して支援してまいりました。令和7年度からは、中心市街地・商店街活性化支援事業補助金に名称を改め、商店街や空き店舗といった地域資源を活用した事業も補助対象に加え、商店街組織、まちづくり団体等も補助対象にするなど、より活用しやすい補助内容に見直しております。

また、町内において創業・起業を行う際に、50万円を上限として創業スタートアップ支援

事業補助金の交付を行っておりますが、空き店舗や空き家を活用した場合には10万円を加算し、空き店舗や空き家の利活用促進に努めております。

次に、空き家対策につきましては、本町では平成29年1月に空き家バンクを創設しており、空き家バンクへの登録を通して、空き家所有者と空き家利用者のマッチングの促進を図ってきたところであります。空き家バンク創設以降、これまで124件の登録に対し、91件の成約があり、現在の登録数は14件となっております。

空き家バンクの利用促進については、町ホームページでの紹介のほか、空き家バンクの仲介等を委託している山形県宅地建物取引業協会南陽の協力業者のホームページでも紹介いただいております。また、建物所有者や納税義務者に対し、空き家バンク活用を促すチラシを送付し、広く周知を行っており、引き続き空き家バンク制度の推進を図ってまいります。

一方、建物の損傷が激しいため利活用が見込めず、将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある空き家については、除却費用の一部を助成する補助金制度を設け、空き家の除却を促しております。

次に、観光拠点であります川西ダリヤ園につきましては、8月9日に開園したところですが、連日の高温少雨の影響によりダリヤの生育が遅れており、現在、ようやく咲きそろう始めた状況となっております。

ダリヤ園に関する議員のご指摘につきまして、初めに、1点目の受付と売店でカードやコード支払いができないことについてであります。現金を必要としないキャッシュレス決済は、利用者側では現金を持ち歩く必要がなく、スマートフォンやクレジットカードで簡単に支払いができること、店舗側では現金を数えたりお釣りを渡したりする手間が少なくなり、支払い時間の短縮につながるなどのメリットがあります。一方で、初期費用や決済手数料などのコストの発生や現金決済との併用によりレジ業務が煩雑化するなど、デメリットがあるものと認識しております。これら両面の比較や費用対効果を考慮しながら、導入についての検討を進めてまいります。

2点目の新八堤前ステージの使用状況等についてであります。水上ステージにつきましては、入口から離れた場所に位置しておりますが、ダリヤが植栽された園路を通じて来園者に足を運んでいただけるよう配置されており、散策の途中で休憩される方も見受けられます。また、毎年、ダリヤカップマウンテンバイク大会では、表彰式会場として利用されているところですが、より一層多くの来園者に魅力を感じてもらえるよう、空間の演出について研究してまいります。

3点目の桜植栽地の管理についてであります。当該地につきましては、平成17年に一般財団法人日本宝くじ協会をはじめ、公益財団法人日本さくらの会などの協力を得ながら、桜の植樹を行っております。これまで下草刈りなどの管理を行っているところですが、今後もダリヤ園やパークゴルフ場を含め、ふれあいの丘全体の魅力向上が図られるよう、環境整備に努めてまいります。

次に、置賜公園についてであります。現在、令和4年8月豪雨の災害復旧工事を進めているところであり、今年度内での完成を予定しております。復旧工事については、ため池や水路機能の復旧に特化した工事となっており、改めて置賜公園全体を観光地として利活用するには、今後、さらに来園者の動線確保や安全対策を整備する必要があります。

置賜公園は、ふれあいの丘の玄関口に位置することから、ハーブガーデンの運営の在り方を含め、公園全体の利用促進について十分検討しながら、将来的なビジョンを描いてまいりたいと考えております。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長片倉和之君。

教育長。

○教育長 おはようございます。

続いて、私から、渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

まちづくりと財政、小学校及び町立の幼児施設についてであります。小学校については、学校が最大限の機能を発揮できる新たな教育環境の整備の実現を目指して、適正配置について検討を進めております。おおむね10年以内に町内5校の小学校を1校ないし2校の配置となるよう検討を進めることを目指していくという方向性で検討を進めております。

今後は、設置予定の小学校適正配置に関する協議会での検討、保護者懇談会や地区懇談会での意見聴取を踏まえ、令和7年度末をめどに小学校適正配置計画を策定する予定であり、その計画の中で、その方向性を明確にしていきたいと考えております。

次に、町立の幼児施設においては、昨年度、町内に公立幼児施設等の在り方検討委員会を設置し、公立幼児施設の現状や課題、今後の保育ニーズを踏まえ、公立幼児施設の基本的な考え方や役割を整理し、中長期的な視点に基づく適正な施設規模や配置、形態などの在り方や方向性を検討しました。

具体的には、本町では著しく少子化が進行しているという現状がある一方、就労形態の多様化による保育需要の増加に加え、特別な支援を要する子供への対応など、保育ニーズの多

様化が進んでいるということ、また、老朽化している公立幼児施設を維持するための町負担も大きな課題となっている現状などを把握しました。

今後の町立の幼児施設の在り方については、社会環境の変化や就学前の教育・保育の重要性を考慮した上で、施設の統廃合や認定こども園への意向を視野に入れ、複雑・多様化する保育、幼児教育のニーズに対応しながら、子育て支援環境の充実を図っていかなければならないという基本的な方向性をまとめました。その方向性には、民間事業者の意向を尊重した上での民間活用も検討の一つとして含んでいます。

在り方検討委員会での検討内容に基づき、民間の4つの幼児施設に対し、公立幼児施設の現状や課題を説明し、それぞれの民間施設からの意見を聴取しました。その後、民間幼児施設の代表者による意見交換会を開催し、それぞれが特色を持った施設として、今後の運営計画を検討するとの意見をいただきました。

町としましても、引き続き子育て世帯が求める保育のニーズを把握し、子供にとって望ましい就学前の教育、保育環境について、幅広い見地から検討してまいります。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 それでは、初めに、財政の現況ということでお伺いいたします。

ここでいきますと、かなり厳しいなという印象をやはり受けてしまうというのが本音でございます。

公債費に関しては、令和15年度にピークを迎えるというのは、残高でしょうか、それとも償還費のほうでしょうか。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 ただいまのご質問にお答えいたしますが、15年度のピークというのは、単年度当たりの償還額のピークでございます。ただ、これにつきましても、前提として、毎年10億円の借入を抑制していった場合ということで、それが膨らめば当然、償還のピークはもっと先になるというようなことで、仮の試算でございますので、そのようにご理解いただければと存じます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 償還も、一応現時点でというお話でしたので、これから川西診療所のほうの移転整備や、それから現診療所の除却費用などは、その辺は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 ただいまの償還のピーク、15年度の見込みということで、毎年借入れを10億円程度に抑制した場合ということで申し上げましたが、例えば診療所の整備に係る起債の借入れ、あるいは旧町立病院の建物の解体に係る除却費、これらもその抑制枠に入れた上でというような前提で考えております。

以上です。

○議長 渡部秀一君。

○4番 全部入れても、やはり15年度にはピークを迎えるということですから、そこまでは、今度それ以上のものは、大きな事業というのは入れられないというふうに捉えてもよろしいでしょうか。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 今の時点で、何年度にどういった施設の整備、あるいは施設の統合などを行った場合についても、当然空いた建物をそのまま、老朽化したまま残しておくのかどうかというような判断も必要になるわけではありますが、そういったことも含めまして、起債の発行額を全体で抑制していく必要があるというふうには考えておりますが、今の時点で、例えば何年度にどの施設を建設する、あるいは除却していく、そこまでの具体的なシミュレーションは行っておりませんので、これからの課題ということで捉えております。

○議長 渡部秀一君。

○4番 くれぐれも無理な財政運営にならないような計画を立ててやっていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、中心市街地の活性化という中で質問させていただきます。

まちなかテラスに関してでございますが、この進め方というか、利活用の進め方ということで、いろいろ書いていらっしゃいますが、この中で、人の流れや、それから車の流れといったものを、ちゃんとした回遊コースなどを考えて、そしてつくっているのかお聞きいたします。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまの質問についてお答え申し上げます。

川西まちなかテラスにつきましては、もともとは川西町地域拠点施設整備事業基本計画を策定しながら、整備を進めてまいりました。その中でも、町内の回遊の拠点であったりということで、そういったことの流れも含めながら検討してきた経過がございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 ということは、我が町の町なかを訪れる人たちのことなどは含まれていないということですか。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 これまでも町なかの回遊という点につきましては、例えば、観光協会がこれまで実施してまいりました町なか歩きとか、そういったことがあるわけでありまして、そういったスタートの拠点とかということで、今後も活用できればというふうには考えているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 ありがとうございます。そのように考えていただければいいかなとは思いますが。

あと、運営方式ですが、交流センター、こちらのほうは今までどおり、指定管理という形で書いてあります。あと、直営部分というのはどのような形で直営なさるのか、それをお聞きします。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 現段階での状況になりますけれども、これまでの中央公民館を想定していただければというふうに思います。

これまで、小松地区交流センターについては、小松地区を借りて、地域づくり、人づくりということで進めていただけてきた経過がございます。今回のテラスにつきましても、小松地区につきましても、テラスを活用して地域づくり、人づくりを事業実施はしてもらいわけでありまして、全体的な館の管理につきましては、当面は町のほうで直営で行ってまいりたいというふうに考えております。

また、あわせて、町全体のにぎわいづくりにつきましても、町のほうで責任を持って進めるということと、やはりあと、自分たちで使いたいという方がたくさんおられますので、そういった方々と調整をしながら、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 とにかく町民の方が使いやすいというようなことが、非常に大切なこととは思いますが、やはり観光を含めた拠点施設という形でするわけですから、にぎわいづくりについても、大変な仕事になるのかなというふうには私は思っております。ですから、その辺のにぎわいづくりに関しては、現在、にぎわいづくり委員会というのがありますよね、その辺でしていくのか、それか、多方面からいろんな意見を集めて、そして施策として生かしていくのか、そ

の辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 町長の答弁にも書かせていただきましたが、まずは町が責任を持ってにぎわいをつくっていく、いろんな事業を展開していくということと、あとはやはり、この施設を使って自分たちのPRをしていきたいとか、いろんなサークルがありまして、そういった団体がおりますので、そういった方と連携をしながら、町と町民全体で、この施設を盛り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 先ほどもちょっと申し上げましたが、回遊というところが私、非常に気になっておりまして、回ってもらわなきゃどうしようもない。回遊するにしても、観光拠点のほうから回遊するのか、それから、文化のほうのフレンドリープラザのほうから回遊するのかというようなことも含めて、そういうのも全部含めて話し合っただけであればと思いますが、大丈夫でしょうか。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 先ほども申し上げましたように、町なかの回遊については、これまでも町のほうの観光であったり、観光協会の事業ということで、例えばひめさゆりウォークとか、そういったところで、例えばこれまで駅で発信していたものをテラスのほうに、スタートなのかゴールなのかということもあるかと思うんですけども、そういったことで活用していただきながら、回遊の拠点の一つとして活用していければというふうに思っているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 ありがとうございます。

拠点施設については、大体これから、まだまだ話し合っていけば、いろいろいいことができるのかなと思いますので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

続きまして、空き家対策でございますが、ただいまの答弁書というか回答書のほうにも、いろいろなやっていることが書いてありました。

その中で、ちょっとお聞きしたいんですが、空き家バンク創設以来、これまで124件の登録に対し91件の成約があり、現在の登録数は14件だというふうな形で書いてありますが、この件に関して、漏れたところはどうなるのかという話なんです、登録できなかった物件。それが中心街の中に、いろいろ散らばっているわけですが、そういう面の空き家の登録という

のは、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長 大河原住民課長。

○住民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁にもございますが、空き家バンク、今現在、これまでの登録件数が124件、それに対しまして、ご成約があったのは91件、そして、現在の登録件数は14件となっております。その間、これを差し引きますと19件が、数字としては合いませんが、こちらは再登録がなされなかったというものでございます。空き家バンクの制度上、3年間の登録ということにさせていただいてまして、3年を経過したものについては、もう一度再登録は可能ですが、その時点で登録がなされなかった、もしくは経年劣化が進み、再登録がかなわなかったという物件もあります。

以上でございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 分かりました。3年間で再登録ができなくなるということもあるということですね。

ということは、空き家バンクに登録していないと、積極的にその利活用ができないという形で考えてよろしいのでしょうか。

○議長 大河原課長。

○住民課長 ただいまのご質問にお答えします。

空き家バンクにつきましては、空き家そのまま放置されますと、どんどん劣化が進み、危険な空き家になる、周辺環境に影響を及ぼすということで、空き家の利活用、さらには定住・移住促進という施策の中で行っているものでございます。ですが、一方で、空き家の所有者が民間の不動産業者に委託をし、利活用だったり売買、賃貸、そういったものを、もちろん民間の中では行われるというふうにありますので、空き家バンクがなければ、所有権移転、売買、賃貸がなされないのではないかとということではないものと理解しております。

以上でございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 空き家バンクに登録できれば、それなりにいい方向に向かえるのかなというふうに思ったもので、このような質問となりました。

漏れたものはやはり、自分で何とかしてくれと。中には、ほったらかしの空き家もあるわけですが、その辺は別といたしまして、空き家があることによって景観を損ねないかと、中心街のほうですね。

なぜかといいますと、空き家のところというのは、前を通るとやっぱり分かるんですね。なぜかという、特に今の時期になりますと、草がぼうぼう生えていて何もされていない。所有者に何とかしてくれないかというふうなことも、前に頼んだときもございましたが、頼んでも所有者のほうでは何もしてくれない。その場合、どうしたらいいのかということをお伺いいたします。

○議長 大河原課長。

○住民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁にもございますが、私ども町としましては、空き家バンクのほかに、建物所有者または納税義務者に対し、空き家バンクを活用するチラシを送って、活用していただきたいということを広く周知を図っているところです。

一方、建物の損傷が激しくなりますと、危険な空き家に移行していきますので、その前に所有者に対して、町としては補助金制度、除却費用の一部を補助する補助金制度を設置し、除却を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 空き家に関して、町のほうでどうこうしろという話も、あるといえばあるんですけども、それよりも、以前のことを考えてみますと、道路に面した家の方ですけども、自分の家の前はきれいにしておくというふうな気概の人が随分おられました。みっともないことしてられないということで、きれいに草をむしったり何だりしていたというふうな、とにかく古い町並みですけども、整然としていたというふうなイメージが私にはあります。

ですから、このことは、やはり中心市街地も含めて、まちづくりの中では大変なことだと思えますけれども、みんな一緒になってまちづくりをしているというふうな形を見たいというか、だったらいいなというふうに思っているんですが、そのためにもぜひ、交流センターでもいいですから、町の町報でもいいですから、ぜひ草取りや、そういうふうな美化をお願いしたいというふうなことも、住民の方に知らせたり、お願いするのもいいのかなというふうには考えておりますが、それはいかがでしょうか、町長。

○議長 茂木町長。

○町長 ただいまの渡部議員のご質問にお答えします。

やはり私も、自分の家の前は自分できれいにしていく、自分ごとと捉えて、地域づくり、地域をきれいにしていくということも、皆さんが自分ごととして進めていくことができると

というのが一番、本当にいい環境だなと思っております。

特に地域の各地区の交流センターなんかは、そういった地域づくりというところで、自分ごととして捉えて進めていきたいと思いますというところを主に取り組んでいるわけでありまして、ぜひ地区の交流センターと一緒に景観を守っていく、町をきれいにしていくということに取り組んでいただけるように、町としても支援していきたいと思っておりますし、また、課長からの答弁にありましたように、空き家の除却についての費用も補助しておりますので、ぜひ、そういったものを知らなかったということのないように、周知にも努めていきたいと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○4番 ぜひ、そのように進めていただければと思います。

ただ一つ、川西町はやっぱり、緑と愛と丘のあるまちですというふうになっておりますが、ちょっと今の時期、緑が多過ぎて困っているというのも事実でございますので、ぜひ空き家のところは特に、誰もしないというふうな形のところがありますので、そういうふうな場合、せめて道路部分、側溝部分までが道路だというふうに私たちは聞いておりますので、そこに生えた部分とか、それから歩道にあるガードパイプの根元、それから電柱の根元など、そのような目立つようなところを、町のほうでちょっときれいにできないかなというふうに考えるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまの渡部議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

町道関係の道路敷は、議員おっしゃるとおり、側溝までののり面等もございますので、そういう場合、交通に支障がないような形で、パトロールもしておりますので、随時草等の草刈り等も、パトロールの中で確認をしながら行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 やはり町への訪問者、それから通過する方にも、きれいな町だと言われるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に、観光拠点についてお伺いします。

ダリヤ園の決済について書かせていただきましたが、やはり初期費用というふうな形で戸惑っていらっしゃるようですが、それをダリヤ園だけで使うというような形ではなくて、どこかに持っていても使えるような形の決済システムということを考えていただいて、ダリ

ヤ園だけではなく、それから交流のときに持っていく、決済にも使えるというふうな形でできるようなもの、確かあったような気がしますので、その辺の研究もお願いできないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 安部商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

キャッシュレス決済につきましては、議員ご指摘のとおり、ご利用者の方につきましては、大変利便性が高いものというふうに認識してございます。キャッシュレス決済につきましては、今いろんな方法がございまして、その中でも初期費用が安価なもの等々もございまして、今ちょうど研究をしております、できるだけ早く導入に向けて進めたいというふうに考えてございますので、御承知おきいただければというふうに思います。

○議長 渡部秀一君。

○4番 ぜひよろしく願いいたします。

続いて、新八堤前のステージについてお伺いします。

確かに歩いてみますと、結構遠い距離で、途中やはり遊具があったり、そしてダリヤが途切れたりという、そんなにスムーズに行けるのかなというふうな場所には感じなかったんですけども、でもしかし、行ってみると、確かにきれいではあるかと、すてきだなというふうな形であるなというふうに感じてきました。

堤の部分が板が張られていて、階段状になっていて、そこが観客席になるという、なかなか考えられた造りだと思えますが、その景色を生かしたようで、インスタ映えするような、何か考えてできればなと思えます。とにかく、先ほど財政の状態もあったようでございますので、何か考えてできるようなことはないのかなということで、その辺検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 安部課長。

○商工観光課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

水上ステージにつきましては、議員、今おっしゃられたとおりでございますけれども、園路がずっとつながっております、遠いところにはあるんですが、観光客、ご来園者の皆様につきましては、足を運んでいただけるような状況になってございます。

その中でも、せっかくの施設でございますので、一過性にならずに、来ていただいたときに、いい空間だなというふうに感じていただけるような演出について、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 ただ、ステージのところ、ちょっと気になっているところがあるんですけども、それは何かというと、今、鏡沼が工事しております、以前から、鏡沼のほうから水のほうをポンプアップしまして、そしてステージ脇のほうから流して、ダリヤ園の水路を満たしているというふうな形だったのですが、このたびやっとなら、鏡沼のほうもある程度できてきて、試験湛水もするという話になりました。そのときまた、そのように鏡沼のほうから水をポンプアップして、そしてステージのほうまで上げて、そこからまた下に流すというふうな形をこれから取るものかどうか、それをお聞きいたします。

○議長 安部課長。

○商工観光課長 鏡沼からのポンプアップにつきましては、令和4年8月の水害の際にポンプ機能が失われた状況にあつてございまして、今現在、使用できない状況になってございます。

鏡沼が復旧工事、間もなく終了する予定で、水張りが行われたときには、ポンプアップということも一つの手法として考えられるところではございますが、上にある新八堤からの取水なども、各関係団体とも協議しながら、可能であるのか、もしくは水質の問題もございまして、そのあたり総合的に判断しながら、検討してまいりたいというふうには考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 やはり水路ですから、水がないと、何か物足りないなというふうな感じもいたしますので、ぜひ水を流していただいて、そして公園であるというようなところをアピールしていただかないと、せっかく設計上は水を通して、ダリヤ園の中を小川が通るというふうな形だったので、それをまた踏襲していただきたいなというふうに思います。

それでは、続いて、置賜公園のほうのことですが、やはり先日も見てきましたが、そのままになっておまして、本丸のほうはいいですけども、二の丸のほうは相当荒れているというふうに見てきましたが、そして下のほうを見ますと、ハーブ園にできるような面積がなかなかないというふうなところで、それも感じております。あと、前の日本庭園というんですか、みたいなものもまだ残っておりましたけれども、あそこには誰も行かないなという感じはしてきました。

その中で、二の丸のほうにハーブ園などの一部をのつけられたらいいのかなというふうな形も考えてきたんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 安部課長。

○商工観光課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

置賜公園の活用につきましては、今の鏡沼、それから洪水吐等の水路整備を完了した状況になってございまして、その先の放流口について、今、町のほうで整備しているような状況になってございます。

その中で、いろいろ形状が変わったところ等々もございまして、ご利用いただく際には、足元に段差があったり、いろんなご利用者の動線を確保するための環境整備であったり、あるいは安全の確保のための施策であったり、そういうものが必要であるというふうに認識してございます。その中で、置賜公園全体のデザインといいますか利活用について、部分的なことではなくて、置賜公園全体の利活用について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○4番 検討部会では、ぜひいい意見を出していただいて、すばらしい絵を描いていただけたらなというふうに思います。

それでは、最後に、学校インフラについて、ただいまの小学校、それから幼児施設についてお伺いしたいと思います。

現在町内に、10年をめどに、町内5校の小学校を1校ないし2校の廃止となるように検討を進めているというふうな話でございました。そのことをまず前提にしてお聞きしたいんですが、まず、小松小学校の児童数をどのくらい、今の校舎で教育できるキャパシティがあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 片倉教育長。

○教育長 では、ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

ただいま山形県におきましては、少人数教育の「さんさん」プランというものを実施しております。全国の基準でありますと、1学級は35人になっておりますが、山形県の場合には、33人というふうな体制を取っております。したがって、1学年66人までが2学級というふうになります。それが小松小学校の、いわゆるキャパというふうに捉えております。

以上であります。

○議長 渡部秀一君。

○4番 ということは、1学年2学級という計算でよろしいんですか。

○議長 片倉教育長。

○教育長 はい、1学年2学級というふうな捉えになります。

以上であります。

○議長 渡部秀一君。

○4番 ということは、66人掛ける6で、六六、三十六の396名ということで、質問の中にも書かせていただきましたが、令和13年度の児童数は368名になるというような資料ではございますが、それを考えると、一つの学校でも間に合うのかなというふうな感じには見受けられますけれども、そう簡単にいかないのが、やはり教育インフラでございますから、その辺は教育長として、どう考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長 片倉教育長。

○教育長 ただいまのご質問にお答えします。

児童数全体を見ますと、今ご指摘あったとおりでございます。ただし、例えば令和14年度、15年度の児童数を想定しておりましたが、まだ令和7年度、8年度の出生数が未定のために、低学年の人数は分かりません。ただし、一部5年生あるいは6年生あたりで、1学年が3学級になってしまうという学年が生じております。ですから、はっきりしたその見通しが出るのは、令和9年度には出ようと、そんな計算で進めているところであります。

以上であります。

○議長 渡部秀一君。

○4番 別にすぐしろというようなお話ではなくて、やはり実態に合わせた計画ということでやっていただきたいなと思いますけれども、やはり2校にして、結局減れば1校にするというような段階を踏むのか、1校に踏むのかというのも、やはり今、まだ話合いの途中だと思っておりますけれども、ぜひその辺は、最後には結局、川西の財政にも関わることでございますので、よく熟慮していただきまして、そして進めていただきたいなというふうに思っております。

続いて、幼児施設についてですが、こちら、民間の幼児施設の人たちとお話をしたという中で、どのような内容であったか教えていただければと思います。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 幼児施設の経営者の皆様と、8月に意見交換会を行いました。先ほど町長の答弁の中にもございましたが、それぞれが特色を持った施設として、今後の運営計画を検討するというところで、ご意見などもいただいたところです。

今後この意見交換会を、民間の方からも継続して行ってほしいというご意見をいただいておりますので、12月頃になるかもしれませんが、新たに10月から申込受付を行いますので、

それを受けて意見交換を行ってまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長 渡部秀一君。

○4番 ありがとうございます。

最後に、町長に伺います。学校インフラはどういたしますか。

学校インフラというか、じゃ言い方を換えます。小学校のこれから、それから、幼児施設のこれからということを町長としてはどうお考えなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 教育長からの答弁のほうにもありますように、小学校、幼児施設ともに、再編のほうを考えながら進めていきたいと思いますが、メディカルタウンの整備もしておりますし、これから人口減少、歯止めをかけたいというところもありますので、その辺の状況も見ながら、川西町に合った財政状況も見ながら、進めていきたいと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○4番 ありがとうございました。

ぜひ、特に小学校、それから幼児施設については、非常に微妙な問題が絡むと思いますが、その辺がぜひ不満の残らないような形で、しかも町に優しい、町のほうにも優しいような状態になればなというふうに願ってやみません。

それでは、これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 渡部秀一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時31分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時50分)

○議長 第2順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

第2順位、橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 9番です。

おはようございます。

午前中2番目の質問でございます。お昼まで、よろしく願い申し上げます。

近年の夏、特に今年は記録的な猛暑となっており、川西町を含む置賜地域でも、連日30度を超える日が続いています。特に8月入ってからは、暑さ指数が危険レベルに達し、環境省から熱中症警戒アラートが度々発令されました。このような状況下で、町民の命と健康を守るための対策は喫緊の課題であります。

まず、高齢者世帯への支援について伺います。

山形市をはじめ県内では、民間施設を含む涼み処（クーリングシェルター）を積極的に指定し、誰でも利用できる避暑空間を提供しています。川西町においても実施されておりますが、公共施設の開放状況と利用促進策について確認したいと思います。また、エアコン設置支援や電気代補助制度については、県内の一部自治体で高齢者、低所得者世帯向けに補助が始まっており、本町でも導入を検討すべきではないでしょうか。

地域全体の対策としては、災害時も含め、熱中症警戒アラートなどのメール配信サービスが行われていますが、高齢者世帯はなかなか普及が進まないと聞きます。町として、周知・支援体制の強化が求められています。また、農業従事者向けには、作業時間の調整や畑近くの簡易休憩所設置など、町としての支援策を検討していただきたいと思います。

次に、学校・子供への対策です。

県教育委員会では、暑さ指数に基づく活動制限の徹底を求めており、体育や部活動の中止・短縮が進められています。川西町の小・中学校における運用状況、遮熱対策（遮熱塗装やグリーンカーテン等）の実施状況、水分・塩分補給の指導体制について伺います。

猛暑は今後も常態化する可能性が高く、町民の命を守るための施策は待ったなしです。行政としての積極的な対応を強く求めます。

こうした異常気象は、町民の健康だけでなく、農業にも深刻な影響を及ぼしています。山形県では6月以降の高温・少雨により、水稻では胴割れや白未熟粒の発生が懸念されており、品質低下のリスクが高まっています。さらに、カメムシの大量発生により、米粒に黒い斑点が生じる被害の可能性が広がっており、県では農薬散布の追加支援を決定しました。このような病害虫の異常発生は、猛暑による作物の弱体化と雨不足による自然の殺菌作用の低下が背景にあります。

川西町においても、水田の水不足や果樹の生育不良、野菜の収量減少など報告されており、農家の不安は高まっています。特に穂が出る時期の高温は、米の品質に直結するため、今後

の収穫期に向けて早急な対応が求められます。本町における農作物の被害状況と、町としての把握体制はどうでしょうか。

また、水不足対策として、ため池や簡易かんがい設備の整備支援の検討状況はいかがでしょうか。さらに、今後、異常気象に対応した品種転換、高温耐性品種の導入や栽培技術の普及についての考えは。気象対応型スマート農業技術の導入などについても伺います。

次に、公立置賜川西診療所整備と地域医療連携の推進について伺います。

6月定例会の一般質問で、公立置賜川西診療所の整備について、施設単体の更新整備との答弁がありました。医療・福祉・介護の連携・調整機関の設置については、考えていない旨の答弁と受け取りました。しかし、既に示された資料では、診療所の機能強化に加え、在宅診療の拠点としての役割や医療・福祉・介護の連携を図る地域医療連携の推進が明記されており、整備の目的がより広範であることが示されています。

この点について、以下の観点から、再度確認の意味で質問いたします。

診療所の整備が、単なる建物の更新にとどまらず、地域包括ケアの拠点として機能することが求められています。特に高齢化が進む川西町においては、通院困難な高齢者への在宅医療の提供、訪問診療・訪問看護の体制整備が不可欠です。診療所整備の基本方針と地域医療連携の位置づけについて伺います。

今回の診療所整備において、在宅医療の拠点機能をどのように具体化するのか。また、医師・看護師・ケアマネジャー・訪問介護事業者との連携体制はどのように構築されるのか。さらに、地域包括支援センターや福祉部門との情報共有・連携の仕組みは整備されるのか。災害時の医療拠点としての機能、BCP対応、医療物資備蓄などは整備されるのかを伺います。

山形県の地域医療構想では、在宅医療の充実と医療資源の効率的配置が求められています。川西町としても、診療所整備を単体で完結させるのではなく、広域医療連携の中で位置づけ、将来的な医師確保やICT活用、遠隔診療、地域連携システム等も必要となると思いますが、いかがでしょうか。

診療所整備は、単なる建物の更新ではなく、地域医療の未来を左右する重要な施策です。町民の命と暮らしを支える拠点として、医療・福祉・介護の連携を具体的にどう構築していくのか、町としての明確な方針を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長、茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、猛暑対策について、クーリングシェルターとしての公共施設の開放状況と利用促進についてであります。今般の気温の上昇は、熱中症警戒アラートが頻発する厳しい状況にあると感じております。特に高齢者は、体内の水分が不足しがちで、暑さに対する感覚機能の低下、体温調整機能の低下が懸念されております。さらには高齢者の生活も、外出が減る、運動不足、人と会う機会が減るなど、猛暑による社会活動への影響も心配される場所でもあります。

そうした中、令和6年4月の気候変動適応法の改正により、暑さをしのげる場の確保として、市町村長は指定暑熱避難施設として、クーリングシェルターを指定することができるようになりました。本町では、役場庁舎、川西町フレンドリープラザ、各地区交流センターの町内9か所をクーリングシェルターとして指定しております。

また、利用促進に当たり、町民の熱中症予防のため、熱中症特別警戒アラートが発表されていなくとも、暑さをしのげる場所として開放しております。解放期間は6月から10月までとし、開館時間から閉館時間まで、どなたでも利用できるようになっております。

なお、熱中症の危険が極めて高いときは、SNSなどを通じて周知を図るとともに、暑さ指数が31以上の危険レベルになると予想される場合は、前日夕方及び当日お昼の時間帯に、防災行政無線で町民に警戒を呼びかけております。

次に、エアコン設置支援と電気代補助についてであります。近年の猛暑を乗り越えるため、町民の皆様には、おのおの熱中症予防対策を講じていただき、日々の生活を送っていただいているところであります。

国の全国消費実態調査によりますと、平成26年度の山形県のエアコン普及率は84%でありますので、現在はそれを超えた普及率と推測いたします。エアコンは生活の必需品となっており、町民一人一人の生活スタイルに合わせて整備されているものと認識しております。

昨年の9月定例会において、議員よりご質問いただいた際にお答えしたとおり、県内では一定の補助要件の下、自治体独自に高齢者世帯のエアコン設置補助を行っているところが2自治体あります。また、高齢者世帯に限らず、省エネ事業として補助を行っているところも2自治体あります。電気代に対する補助制度の県内実施自治体は確認できませんでした。

町としましては、これまでエアコン設置に対する部分的な補助対応とせず、熱中症予防対策における丁寧な啓発活動を継続して行ってまいりました。今後も、エアコン設置に対する

補助制度については、全国や近隣の動向を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

高齢者宅の訪問時には、エアコンが設置されていても、様々な理由によりエアコンを使用しない高齢者も一定数確認され、熱中症予防対策の重要性をさらに浸透させていく啓発活動が必要であると感じております。町の広報紙のみならず、民生委員やケアマネジャーから地域の高齢者への声かけ、高齢者施設、通いの場など様々な場面で、高齢者に関わる関係者からも注意喚起を行っていただいているところであります。

次に、メール配信サービス普及や農業者向け対策についてであります。本町では熱中症警戒アラートが発表された際などには、防災無線や公式LINEを通じて町民に迅速に情報を提供しております。より多くの方にご利用いただけるよう、町報を通じて周知を図るほか、高齢者の方々には、地域包括支援センターや民生委員、ケアマネジャーを通じて呼びかけを行っているところであります。

特に農業従事者の皆様につきましては、炎天下での作業により熱中症のリスクが高いことから、関係機関と連携し、水分・塩分補給や休憩の徹底を呼びかけております。また、農作業安全講習会等の場を活用し、熱中症予防に重点を置いた啓発を行っております。今後も、メール配信サービスの普及をさらに進めるとともに、農業者を含め町民の皆様が自ら命を守るよう、関係機関と連携しながら、熱中症対策を一層推進してまいります。

次に、農作物の被害状況と把握体制についてであります。町では山形県置賜総合支庁農業技術普及課やJA山形おきたまと連携を図りながら、高温・少雨による被害状況について把握に努めてまいりました。

議員ご指摘のとおり、果樹や野菜において、生育不良や収量の減少など、高温及び少雨の影響と見られる事象は把握しているものの、作付面積の大きい水稻や大豆については、高温が続いた7月下旬においても農業用水が十分に供給されたことに加え、8月上旬のまとまった降雨により、大きな被害には至っていないものと認識しております。今後につきましても、関係機関と連携を図りながら、適正な管理について周知に努めてまいります。

次に、水不足対策についてであります。異常気象が頻発するここ数年の状況を踏まえると、今後も農業用水が不足する事態が想定されることから、対策について検討していく必要があると捉えております。ため池やかんがい設備などの整備支援については検討してまいります。また、農業用水の効果的な活用に向けた水路等の整備の促進や、節水栽培など新たな栽培技術の導入を含め、農業用水をより効果的に活用する方法について研究してまいります。

次に、品種転換等と気象対応型スマート農業技術の導入についてであります。高温など

異常気象に対応した品種への転換も有効な対策と捉えております。特に県が開発し、2027年のデビューを予定している米の新品種ゆきまんてんは、暑さに強い高温耐性を持ち、温暖化が進む気候においても安定した収量が期待されることから、高温対策に向けた品種転換として、今後、県と普及に向けた取組を進めてまいります。

また、気象対応型スマート農業技術の導入についても、センサーによる圃場の気象観測や様々なデータを分析し、その結果に基づき適正な農作業を行うことで、高温をはじめ様々な気象リスクに対応できるとされており、今後、関係機関と、その実用性について研究してまいります。

次に、公立置賜川西診療所整備と地域医療連携の推進について、在宅医療の拠点機能と医師・看護師・ケアマネ・訪問介護事業者との連携体制についてであります。本町の65歳以上の人口のピークは令和3年に迎えましたが、75歳以上のピークは令和17年、85歳以上のピークは令和22年に最高に達することが想定され、後期高齢者は通院が困難なことなどの理由から訪問診療の需要の増加が見込まれ、在宅医療体制を構築し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があると捉えております。

このような中、川西診療所では訪問診療を継続して行っており、令和5年4月には在宅療養支援診療所の認可を受け、川西湖山病院川西訪問看護ステーションと連携し、365日24時間体制を整えております。また、第8次山形県保健医療計画では、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として位置づけられております。

議員ご質問の診療所整備の基本方針と地域医療連携の位置づけにつきましては、川西診療所は本町にある公的医療機関であり、町民の生命を守る町民の家庭医として初期・回復期・慢性期の医療機能を推進するとともに、高齢化の進展に伴い、今後、訪問診療の需要が増えることを想定し、訪問診療の一層の充実・強化が必要と捉え、川西診療所を地域在宅医療連携拠点として位置づけることを基本方針としたところであります。

地域在宅医療連携拠点の位置づけにつきましては、川西診療所が地域在宅医療の中核として、医師、歯科医師、ケアマネジャーや訪問介護事業所、福祉事業所、薬局等、多職種と連携しながら在宅医療を支える拠点となるよう、町として支援を図ってまいります。

次に、地域包括支援センターや福祉部門との情報共有・連携の仕組みについてであります。在宅医療を推進するに当たりましては、医療機関だけでなく、地域包括支援センターや福祉部門との情報共有と連携が重要であります。

地域包括支援センターは、高齢者やそのご家族からの相談を受け、医師や看護師、ケアマ

ネジャーとの連絡調整を担っております。また、本町では、在宅医療・介護連携推進事業の一環として、医師会や訪問看護、ケアマネジャー、介護事業所、行政が参加する多職種連携会議を開催し、事例検討や情報共有を行っております。さらに、福祉部門との連携により、生活困窮や障がい福祉、子ども家庭支援など幅広い課題について、必要に応じて合同ケース会議を行い、切れ目のない支援につなげております。

今後も引き続き、診療所と地域包括支援センター、福祉部門の連携強化と情報共有の促進等を図りながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる在宅医療・介護体制を整えてまいります。

次に、災害時の医療拠点としての機能についてであります。公立置賜川西診療所では、自然災害や感染症パンデミック等の発生に備えた業務継続計画を策定しており、災害時においても利用者や地域住民の期待に応えるため、医療提供体制の持続を目的としております。

新診療所の整備に当たっては、診療所を発災時の町民の医療拠点に位置づけ、診療所の業務継続計画に基づいた診療が継続できるよう、防災備蓄倉庫や電源設備の確保を行うとともに、十分な耐震性・安全性を備えた施設整備を図り、公立置賜総合病院や町内の医療機関等と連携し、災害時の医療拠点としての機能充実に努めてまいります。

次に、将来的な医師確保とICT活用の必要性についてであります。新診療所は置賜広域病院のサテライト施設であることから、医師確保はこれまでどおり、置賜広域病院企業団において行っていくこととなります。

また、ICT活用の必要性については、川西診療所は企業団の電子カルテシステムで相互連携が確立できており、予約や正確で迅速な診断が確保できる強みを持っているところです。また、平成23年度からは、置賜地域医療情報ネットワーク（OKI-net）による急性期病院からかかりつけ医までの疾病、病診連携が進められており、令和元年度から病院企業団構成医療施設や置賜管内民間登録医療施設が情報を共有し、受診歴、投薬、検査情報を参照することが可能となっております。

今後は、人口減少・少子高齢化の進展により、医療の担い手が減少していくことが想定されており、医師の働き方改革の推進に伴うオンライン診療についても、企業団と連携して対応していきたいと考えているところであり、ICTを活用した持続可能な地域包括ケア体制の深化に努めてまいります。

以上、橋本欣一議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長、片倉和之君。

○教育長 私から、橋本欣一議員のご質問にお答えします。

猛暑対策について、学校生活に対する対策についてであります。県においては、熱中症警戒アラートが出ている場合は活動の中止を前提に慎重に判断すること、暑さ指数31度以上で運動は原則中止とする等、熱中症事故防止の徹底を図るための指標が示されております。

本町の小・中学校の熱中症対策の運用状況としては、県の指標に基づいて中止・短縮の判断を行っております。小学校では、休み時間の外遊びの中止、水泳授業の中止・短縮、運動会では、開催時期の変更や教室でのクールダウン時間の設定等、健康観察を細やかに行っております。中学校では、運動着登校の許可をしております。また、部活動前にも暑さ指数を計測し、中止の判断を行っております。

水分・塩分補給の指導体制としては、各小・中学校とも水筒の持参等を各家庭にお願いしており、適時適切な水分補給を行っております。特に暑い日は、保護者迎え、教職員による通学路の見守り、ネッククーラー等の使用等、児童・生徒の熱中症予防に努めております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 本当に暑い夏ということで、今日も朝、雨降ったんですけども、また熱くなっているようなので。

この夏、熱中症と診断された患者さんというか、例えば救急車で運ばれたとかという人数把握などは、もしデータがございましたら、ちょっと教えていただけますか。

○議長 梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 ただいまの救急搬送の件数ということで、取り急ぎのお尋ねで把握したものでございますが、令和6年の熱中症での搬送ということでは8件、うち65歳以上が4件でございました。これについて、令和7年8月28日までのお尋ねでございましたが、今年は14件、うち65歳以上が9件というふうな把握をしております。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 連日マスクミなんかでも、熱中症の罹患者というか、症状の方の報告などあるようなんですけども、6年と7年を比較すれば増えているということで、これから夏が寒くなるということは考えにくいので、どんどん増えていく傾向があるんでしょうけれども、そういった中で、クーリングシェルターの利用という、クーリングシェルター自体の利用数なんていうものは、把握しておるものでしょうかね。涼み処でちょっと寄るといふ方もおるだろう

し、半日過ごす方というのもおられるのかなと思うんですけれども、どのぐらいの利用数と
いうか、もし把握しておれば。

○議長 近健康子育て課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

クーリングシェルターの利用につきましては、なかなか役場庁舎とかフレンドリープラザ
では、把握が難しいという状況でございます。ただ、地区交流センターにおいては、積極的
に声かけをしていただいたり、広報紙で周知していただくという方法を取っている状況で
ございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 役場に私、涼みに来ましたという方はなかなかおられないんで、把握というのは難し
いんでしょうけれども、ぜひPRしながら、幾らでも休んでもらうという体制を整えて、継
続していただきたいと思うわけなんですけれども、公共施設だけじゃなくて、例えば大型
スーパーなども、買物のついでに、そこへ入れば涼むんでしょうけれども、そういったと
ころも依頼するというか、協力を願うというような体制なども整えるべきではないかなと、こ
う思うんですけれども、どうでしょうかね。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

ただいま、クーリングシェルターは公共施設のみでございますが、民間のほうからもお声
かけをいただいているところでございます。今後は、猛暑に対応できるように周知を呼びか
け、民間の方にも今後、呼びかけをしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 クーリングシェルター、涼むだけじゃなくて、例えば水分補給や塩分補給なども備え
ておるんでしょうか、どうなんですか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 備えては、特別にはしておりませんが、自動販売機のご利用ができますと
か、入口に明示しながら、ご案内をしている状況でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 それは簡単に明示しておることなので、簡単に利用できるというふうに理解し

て、私、あまり気づいたことなかったものですから、そういったもの、大きな看板でぜひ、お水はここにありますが、塩飴ぐらいは提供、どういうものか分からないんですけども、食品なのでね。いろいろな方が触ったりという、感染の危険もあると思うんですけども、そういったものも必要なのかなと思いますので、ぜひ何かの形で実現できればなと思います。

実際は、それぞれご家庭で、先ほどエアコンの普及率が90%でしたか、ということなので、ほぼほぼご家庭にエアコンが入っているのかなと思うので、わざわざここまで来て涼むということも、しなくてもいいのかなと思うわけなんですけれども、ちょっとしたお出かけの際に涼めるという場所、やっぱり確保ということで、ぜひ今後とも続けていただきたいなと、このように思います。

それで、今年は警戒アラート、ずっと出ておるようなんですけれども、何回ぐらい出たんでしょうね、分かりますか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 実は、毎日のように警戒アラートが鳴っているものですから、把握はしておりませんでした。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 我々も毎日のように鳴っているものですから、慣れてしまったというとおかしいんですけども、命に関わるのが、慣れたという言い方は表現まずいんでしょうけれども、町でも当然、SNSや警報なども聞いております。でもなかなか、例えば私、農家していて、携帯を持たずにしつつ仕事をしたり、あるいは住宅、家の中におりますと、どうしても警報が聞きづらいという面があるわけなんですけれども、これはどうなんだろうね、あくまでも自己管理ということになるんでしょうけれども、ぜひ大々的にPRしてもらって、警報、警戒というか、こういった体制を整えてもらいたいわけなんですけれども、そんなお考え、あるんでしょうけれども、もしこれから、対応としてございましたら。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 やはり携帯とか、お持ちでない場合もあるかと思いますが。やはり町のほうでは、皆さんに防災無線を使っての広報なども行っておりますが、このような機関などもお使っていて、体のほうに無理のないようにお過ごしいただきたいと思っておりますので、周知は徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 農家をやっていると、どうしても仕事を切りにしたいとか、いろいろ考えがあって、あそこまで、そこまでという考えがあって、ついつい体調がおかしくなったのに気づかずというか、そのまま仕事をしてしまって、倒れているというような状況があるんですけども、熱中症で倒れている中、重大事故につながったというのは、今年はどうなんでしょうね。先ほどは、運ばれたというケースをお聞きしたわけなんですけれども、そういった事例というのは今年ありましたか。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 答えいたします。

先ほどの件数の中で、これが屋内での熱中症なのか、屋外での熱中症なのかということのお尋ねをしたところですが、明確には一つ一つ拾わないといけないということで、把握はできませんでしたが、感触として消防署のほうでは、屋外のほうの搬送が多かったというふうなことでございました。対応と、本当に啓発活動を徹底していくというふうなことに尽きるのかなというふうに思っております。

○議長 梶山課長、重症の患者がいらっしまったのか。

○福祉介護課長 失礼いたしました。

把握したのは先ほどの情報でありまして、重症の方というところの部分は把握してございません。失礼いたしました。

○議長 橋本欣一君。

○9番 なかなか熱中症が原因なのか、ご本人の持病が原因なのかということも、その辺も分からないで、ちょっと無理な質問したのかなと思っておるんですけども。

さて、高齢者世帯、エアコンの普及が90%ということですけども、残り10%あるわけなんですけれども、エアコンの補助、ぜひとも、6月議会では省エネ対策として、予算計上なったふうに記憶しておるんですけども、ぜひ熱中症対策、高温対策として、エアコン設置ということも考えるべきじゃないかなと思うんですけども、いかがですかね。

○議長 茂木町長。

○町長 答弁でもお答えさせていただきましたように、平成26年で84%普及しているというところでありますので、6月の際にも、更新のところに補助を出させていただいたというところでありますので、10%の方がなぜエアコンを設置していないのかというところの情報の収集にも努めながら、皆様、あとは財政状況も踏まえながら、検討していきたいなと思ってい

るところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 先ほど来の質問でも、財政難で大変だ、大変だ、大変だということで、さらに補助というのも無理なのかもしれないんですけども、命と引換えにはなかなかできないということで、ぜひお考えになって、設置していないようなところを店の方などに把握していただきながら、設置を促すとかそういった形で、この夏を考えれば、私もエアコンあって、我慢してつけないという、おりましたら、やっぱり調子悪くなるということなので、ぜひ設置の呼びかけとともに、補助もありますよというようなことで、夏を過ごせるような状況をつくっていただきたいなど、このように思います。

夏は本当に、今まで経験したことのないような夏なんですけれども、教育長、学校の状況としては、今ご報告いただいたわけなんですけれども、学校としては、例えば特別な措置を取ったというのは、どのぐらいの件数があったかとか、授業を短縮したとか、あるいは屋外での運動を中止したとかというのの数とか、結構あったものでしょうか、どうでしょうか。

○議長 片倉教育長。

○教育長 ただいまのご質問にお答えします。

通常の体育の授業等については、特段報告を求めておらず、学校対応となっております。ただし、大きな行事に関していいますと、例えば6月に実施された運動会であります。集団の種目のみを実施し、100メートル走などの激しい運動については、涼しい日を選んで後日に延期すると、そのような対応を取った学校がありました。

以上であります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 学校行事も、天候に左右されるのはもちろんなんだろうけれども、先生方も大変なんだろうなと思います。ぜひ子供の命というものを大事にしながら、授業を続けていただきたいなと思います。

私の近所とか、よく下校時に、低学年の子供が下校する姿を見るんですけども、ランドセルが歩いているような子なんですけれども、ちょうど2時、3時の下校時の高温のときに、道路から近い、身長ないですから、物すごい暑い状況の中で、1人で帰っていくという姿を何度も見るわけなんですけれども、こういった状況というのはやっぱり危険だなと。私、いつ倒れても助ける人もいない、そんな状況では大変だなというふうに、声かけするこ

ともあるんですけども、そういった場合の対応とかというか、高温時の下校の対応というか、そういったものについては配慮いただいておりますでしょうか。どのようにしておるのでしょうか。

○議長 片倉教育長。

○教育長 では、ただいまの下校時の配慮についてのご質問のお答えですけども、非常に大変な状況の場合には、先ほどの答弁にもあったとおり、保護者へ送迎をお願いするということがあります。

また、教育委員会から校長会で指導する際には、活動を始める30分前の補給というふうなものを大事にしましょう、そのようなことであるとか、あるいは、今は普通教室にエアコンが全て入っているものですから、体を十分に冷やしてから5分程度遅らせた下校とか、そのような具体的な対策などの指示をしているところであります。

以上であります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 それぞれ対応は万全を期しているということなんでしょうけれども、テレビ報道などで、ネッククーラーを冷やす冷凍庫や、そういったものも準備しているというような報道などもあるようなんですけども、まず熱中症対策、万全を期していただきたいという、過去の経験が通用しない暑さになっているということなものですから、その場その場の対応に、そのときそのときの対応になってしまうんでしょうけれども、まず子供の命というものを大事にしていきたいと思えます。教育長も大変でしょうけれども、ぜひその監視、ご指導のほうも、よろしくお願ひしたいと思えます。

続いては、診療所のほうに移ります。

6月定例会の中では、私としては、医療や介護や高齢者福祉というものの機能を持たせたものとして質問したつもりだったわけなんですけれども、ちょっと行き違いというか、私もそれ以上聞かなかったんですけども、町長答弁では、たしか感染症等々もあるので、設備的なものというか、施設的なものは併設しないというような答弁だったような気がします。

私自体は、機能がやっぱり必要じゃないかという意味合いでの答弁で、今回は十分な答弁というか、機能を持たせるというようなことでの答弁なわけなんですけれども、はて、在宅医療連携拠点として設置するということなんですけれども、具体的に、例えば医師をどのように設置し、あるいは看護師を設置し、あるいは福祉の部門のケアマネ、そういったもの、そういった方々を設置するというふうな、具体的な内容というのがないわけなんです。拠

点としては位置づけるというだけの話で。

これから話し合いの中で、こういったもの、機能をより具体化していくというふうに取り取ってよろしいのでしょうか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

医療の連携ということで、機能としては診療所の中に、今後そういう相談体制が必要であるというふうに捉えておりますので、機能として行うということで、人的なことにつきましては、まだどのようになっていくかということで、地域包括ケアシステムの深化・推進を今後図っていく中で、人的なものも、どのようになるかというのが見えてくるのかなと思いますが、現在のところは機能という部分で捉えているところでございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 すると、課長、今後いろんな検討の中で、機能としての例えばスタッフが、そういったものが必要となれば、設置していくというふうに考えていいのでしょうか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

現在、様々な相談が診療所にも寄せられ、町のほうにも来ているところです。現在、町長の答弁にもありましたように、医師を中心として、様々な関係する機関が勉強会を行っておりますので、そういう中身も見えてきている中での、今後の進めるということになっていくのではないかと捉えているところです。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 どうもイメージとして見えなくて、私、何度もというか、質問しておるんですけども、機能を持たせて役割を果たすには、それなりの施設というか、部屋というか、そういったものが必要なんじゃないかなと私は思うんですよ。ですから、診療所の今の施設だけでは間に合うのかなというふうに思っております。町長、どうでしょうかね。

○議長 茂木町長。

○町長 お答えさせていただきたいと思います。

地域在宅医療、医療と在宅の連携の拠点というところでありますので、まず医療の部分で、お医者さんに診療所で診ていただいて、そこから介護であったり、在宅の部分が必要なとき

には、ケアマネさんであったり看護師さんのほうに連絡を取り合って、今度は実際行くのは、ケアマネさんや看護師さんがご自宅に訪問することもあったり、もちろんドクターが行くこともあるというところで、ハードというか人的なものが、必ずしも診療所に皆さんがいらっしやらないと、そこで機能されないのかという、そうではないのかなと思っておりますので、あくまでも川西町全体の医療・介護の連携の一部というか、在宅と医療の連携の拠点であるというような認識でありますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 どうも私は理解できないというか、本庁舎には地域包括支援センターもございますし、はて、診療所ではどういった役割、機能を持たせると言いながらも、どんなことをするのかという、いっそのこと、包括ケアセンターを全部向こうに持っていくとか、こっちはこちらで別の者がやっていくというような考え方もあるわけなんですけれども、今後いろいろ検討していくというふうに考えてよろしいんですね。

○議長 茂木町長。

○町長 どのような形が一番、町民の皆さんにとって負担のない、一元的にというか、形で進むことができるのか、そのあたり、様々検討していきたいなと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 非常に重要な今後の高齢者対策、高齢化社会の中での役割分担という中では、新診療所の役割も十分、やっぱり総合的な医療・福祉のセンターとしての役割なども果たしていかなければいけないんじゃないかなと私は思うものですから、ぜひ、私、言っていることもなかなか抽象的な言い方になってしまうんですけれども、より具体化したものを設計しながら、町民の方に見えるイメージとして伝えられるような説明の仕方というのが必要じゃないかなと思いますので、ぜひ今後の検討の中で工夫していただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時45分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時00分)

○議長 第3順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

第3順位、吉村 徹君。

(6番 吉村 徹君 登壇)

○6番 6番、吉村です。

午後一番からの質問となりますが、よろしく願いいたします。

議長に通告のとおり質問いたします。

これまでも何度か一般質問を行ってまいりましたが、本町の鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

猿、イノシシによる被害等については、耕作者の方々の努力による電気柵などの設置が図られる中で、被害減少に向けた取組が進められております。熊による被害については、県内、熊目撃が最多となっていると報じられていますが、本町においても人身事故が発生するなど、大変な状況となっておりますことを受け、以下、何点かお伺いいたします。

①本町における今年の鳥獣被害や目撃情報の状況について。

②鳥獣被害対策に協力いただいている猟友会米沢支部川西ブロックに対する支援状況について。

③鳥獣駆除の際に支払われる捕獲補助金について、置賜管内近隣市町の状況などと比較して、どのようになっているか。

④人命を守るための対策強化の一環として、9月1日から改正鳥獣保護管理法が施行される。それによると、市町村長が必要と判断すれば、農地や河川敷、建物内などに出没した熊やイノシシを対象に緊急銃猟が可能とあるが、どのような取組となるか。

⑤今後とも鳥獣による被害の増加が懸念される中、有害鳥獣対策に向けての取組について、どのようにお考えか。

次に、行政機構改正についてお伺いいたします。

今年度4月1日より、これまで12の課から10の課に改正が進められ、町政運営がスタートしているところでありますが、その中で地区交流センターに関わる担当部署について、これまで、まちづくり課地域交流グループによる地域担当制により、7地区交流センターとの調整・連携が図られてきました。このたびの機構改革においては、政策推進課地域係の担当となっておりますが、新たな体制の中で、地区交流センターへの連携・調整による支援体制はどのようになっているかお伺いいたします。

人口減少・少子高齢化社会が進行する中で、各地区交流センターによるまちづくりにおける取組は重要な役割を担っていると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、最近の物価高騰について、令和の米騒動と言われる米価の値上がりなど、帝国データバンクの3月31日報告によれば、2025年通年の値上げは、9月までで食料品1万1,707品目で前年通年の約9割超えに達するなど、値上げのペースが高まっております。

4月からは食品4,225品目が値上げされ、さらに電気・ガスなど相次いで値上げされるなどの状況下において、本町においては景気低迷と、町民の皆様にとって生活困難な状況にあるのではないかと危惧されますが、物価高騰下における町民の暮らしを守っていく対策については、どのようにお考えかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長、茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、鳥獣被害対策について、鳥獣被害や目撃情報についてであります。北海道のヒグマをはじめとする全国各地の鳥獣被害や目撃情報については、連日報道されているところであり、本町においても被害件数、目撃件数ともに、昨年度と比べ増加している状況であります。

鳥獣被害につきましては、7月25日午後9時に玉庭地区酒町で、ツキノワグマによる人的被害が発生いたしました。幸いにも命に別条がないとはいえ、改めて危険が身近に迫っていることを知らされたところです。このほか、玉庭地区で鶏小屋侵入による破壊が1件、犬川地区で畜産用飼料タンクの破壊が1件、報告がありました。

ツキノワグマの目撃情報については、令和7年8月現在、玉庭地区10件、東沢地区5件、犬川地区3件、大塚地区2件、中郡地区1件の合計21件であり、前年の約2.5倍となっております。このほか、中山間地域を中心に、熊、猿、イノシシによる農作物の食害についても、例年同様の被害件数の報告を受けております。

次に、猟友会に対する支援についてであります。本町では米沢地区猟友会川西ブロックが組織されており、その会員は町内外者総勢34名で構成されております。町内で熊、イノシシの目撃情報があった場合には、町よりブロック長に連絡し、その後、構成員の皆さんに連絡が入り、活動していただいております。

本町からの運営支援補助金については、年額で15万円であります。内容としては、有害鳥

獣捕獲用のおりの保管、監視カメラ設置、重機使用、射撃場管理運営に対する補助となっております。

次に、捕獲補助金についてであります。捕獲に対する補助金としては、駆除出動のほか、見回り出動に対する日当報酬と、駆除した際の個体個数に対する報奨金額の2種類があります。置賜管内で日当を支払っているのは、川西町が3,000円、長井市が5,100円、小国町が2,200円の3市町であります。

駆除頭数に対する報奨金については、各自治体によって、報奨対象獣種と金額が様々であります。獣種については、基本的に熊、猿、イノシシ、鹿ですが、川西町の対象は、熊、猿、イノシシ、鹿が8,000円、ハクビシンとタヌキが1,000円の6種類であります。ほかの自治体については、米沢市が3種類で7,000円から1万5,000円、南陽市が4種類で1万5,000円、長井市が1種類で1万5,000円、高畠町が1種類で4,000円、小国町が4種類で8,000円、白鷹町が1種類で1万5,000円、飯豊町が2種類で8,000円とのことであり、本町については、近隣の自治体の中では金額は平均的であったものの、対象獣種が一番多い状況であります。

次に、改正鳥獣保護管理法についてであります。このたびの法改正により、緊急銃猟の制度が新設されました。緊急銃猟とは、①熊、イノシシが人の日常生活圏内へ出没した場合、②人への被害を防止するための緊急措置が必要な場合、③銃器以外の方法では捕獲が困難な場合、④銃猟による人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない場合の4つの条件が満たされた場合に、市町村の判断で、市町村が委託したハンター等による銃猟が可能となったものです。

これは、対象となる市街地内の住民の安全確保・誘導、警察や県、周辺市町村など関係団体との協力体制の確保が必要とされており、さらに事前の訓練なども実施しなければならないなど、事前の準備が非常に重要であると、環境省のガイドラインには示されております。

今回の法改正により、市町村の判断で緊急銃猟が可能となったものの、自治体には非常に大きな責任と慎重な判断が求められることになり、県や近隣市町村、警察等関係団体と協議を重ねながら、運用について慎重に検討を進めてまいります。

次に、今後の有害鳥獣対策についてであります。有害鳥獣の目撃情報などがあった場合には、町内防災無線、町公式LINEを利用しながら、町民の皆様に情報提供をしております。また、地元猟友会の皆様のご協力をいただきながら、鳥獣被害に対する迅速な確認・駆除の体制の充実により、町民の生命と財産を守ってまいります。

次に、行政機構改正について、各地区交流センターへの連携・調整についてであります。

議員のご質問にもありますように、組織体制については、課の再編や所掌事務の見直しを行うとともに係制を導入し、地域づくり推進全般については政策推進課へ移行し、新たな体制としたところであります。

各地区との連携・調整による支援については、財政的支援として、協働のまちづくり地域支援交付金の交付、人的支援では、町と地域との連絡調整、地域課題への対応と調整及び地区計画の策定支援等のための担当職員を配置しております。また、地区と町の意見交換や課題解決のために、担当課職員と地区職員が構成する地域づくり連絡協議会や行政内部での地区課題等の解決協議を行うため、全課体制による地域支援調整会議を設置しているところであります。

さらに、担当課においては、職員2名を配置しながら、定例センター長会や定例ミーティング等、地域自立推進制度の一層の推進を図るとともに、ウェブを活用した打合せにより時間や場所にとらわれない柔軟な連携体制を構築し、これまでと変わらない支援を行い、各地区の課題把握に努めております。

これまでを振り返ると、平成18年度に初めて地域担当職員を配置して以来、地区経営母体の設立支援をはじめ、地区計画の策定及び地区計画に基づく実践活動支援等を行ってまいりました。これまで約20年間にわたり、地区と町と協働のまちづくりを推進してきたところであり、現在では、それぞれが地域の特色を生かした取組が展開され、安定した自主自立の地域づくりが進められていると考えております。

今後も地域への支援を継続するとともに、地域との連携をさらに重視し、人材の確保や担い手の育成に努めながら、地域コミュニティの一層の強化を図り、地域課題に対して地区と町の協働により課題解決に取り組むことで、持続可能な地域づくりを一層推進してまいりたいと考えております。

次に、深刻な物価高騰対策について、町民の暮らしを守っていく取組についてであります。最近の物価高騰に関しましては、ウクライナ情勢によるエネルギー・穀物価格の上昇、円安による輸入品価格の上昇、人手不足による物流コストや人件費の上昇など、様々な要因により企業のコストが増加し、それが最終的な製品価格に反映されていることが大きな要因とされております。

令和7年度における本町の物価高騰対策としては、国の交付金を活用した物価高騰対応臨時給付金支給事業、定額減税補足給付金給付事業、エネルギー価格高騰対策省エネ家電買い換え促進事業、配合飼料高騰対策支援事業、物価高騰対応デジタル地域通貨活用事業、小学

校及び中学校給食費支援事業補助金であり、物価高騰下における町民への支援を行っているところであります。

物価高騰対策は、国の施策として実施すべきものと考えておりますが、本町としては、国に対して物価高騰に対する支援を求めていくとともに、実効性の高い事業を実施しながら、町民の暮らしを守るように努めてまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 これまでも何度か、鳥獣被害対策については質問してきているところでありますけれども、今年の被害状況については、目撃情報については21件ということでありました。

令和2年度に24頭の熊の捕獲ということで、あの当時、猟友会の皆さん、大変な思いをされながら捕獲に当たられて、そのおかげでここ近年、熊が少なかったのかなというふうに感じるところでありますけれども、今年はやはり報道によりますように、山の餌がない、ブナの実がならないというような、こういったやっぱり異常気象の中で、里山のほうに熊が下りてきているという状況なのかなとは思っていますが、そんな中で、本当に鳥獣被害対策に当たっている猟友会の皆さんにおかれましては、今回、捕獲の現場に課長自ら何度かおいでいただいて、現場を見ていただいているということがありますが、猟友会の皆さんにとっても町の本気度が感じられたところではないかと思いますが、そういった現場に赴かれました大友課長、何か感じるところがありましたら、ぜひ一言お願いしたいなと思います。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 吉村議員ご指摘のとおり、現場のほうに二度ほどお伺いいたしまして、立会いをさせていただいたところがございます。作業自体については、猟友会の皆様てきばきと、それぞれ役割を分担されて、活動なさっておったところがございます。

感じとったところということでございましたので、やはり猟友会の皆様も高齢化が進んでおりまして、ほとんどが60歳以上の方というふうにお見受けをいたしました。50代以下の方も数えるほどということでございましたが、今後そういった形で、これから10年、20年と見据えた場合に、やはり後釜といたしますか、後継者のほうの育成も必要かなというふうに感じたところでございます。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 どうもありがとうございます。

本当に猟友会については、高齢化が進んでいるという状況がありますが、ただその反面、若い人も猟銃の免許を取りながら、対策に当たっている若い人たちも出てきているということもありますので、そこら辺には希望があるのかなとは思っていますが、その中で、茂木町長の猟友会に対する考え方は、どのようにお考えか、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長 町長、茂木 晶君。

○町長 本当に猟友会の皆様には、町民の皆さんの安心・安全を守るために日々ご尽力いただいていることに感謝申し上げたいと思います。引き続き、少ない人数というか、34名という人数で川西町全域を見ていただいているところでもありますので、大変かとは思いますが、また担い手の確保にも努めていただきながら、町民の皆さんの安心・安全を守っていただきたいと考えているところであります。

○議長 吉村 徹君。

○6番 猟友会の会員の皆さんは、本来はカモとかヤマウサギとか、そういう狩猟の、趣味ではないでしょうが、そういうものの楽しみで猟友会に入られてやっている。ところが最近、近年の鳥獣による被害によって、猟友会の皆さんの協力をいただくという状況になってきているのが現実なのかなと思っています。

そういった意味では、猟友会の会員の方の中にも、いろいろやっぱり、そういった思いの中で、熊の駆除に当たらないというような方もいらっしゃるのかなと思っていますが、そういった中で、本町、支援については15万円ということで、金額が補助金として出されているということでもありますけれども、この内容としては、鳥獣被害の捕獲費用のおりの保管とか監視カメラ設置、重機使用、射撃場管理運営に関することとなっておりますということになっておりますが、今回みたいに、令和2年とか今年のような結構数が多いような出動態勢のときには、やっぱりそれぞれにおりの保管とか何とか、結構今まで以上に、普通以上に経費がかかるという状況があると思っている、それをやっぱり日当は出ているようではありますが、猟友会に対する補助金については、もう少し検討すべきではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 大友課長。

○農林課長 私からお答えをさせていただきますが、猟友会の会員の出勤に対する報酬といたしますか、そちらについては別途、15万円のほかに1回当たり3,000円という形で、協議会のほうから支出をしてございます。

ただ、今議員からご指摘いただきました捕獲件数に当たっての、回数によっての通りの使

用に係る支援というものは、計算式で出すような支援をしてございますが、それを含めて一括して、猟友会のほうに15万円という形で支払っておるところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 そういう形だと思いますが、実際、猟友会の会員の方は34名で構成されているということでありまして、そのうち、実働といいますか、実際に動ける方といいますか、全員が来るわけではないと思いますので、また町内外ということになりますと、本来、川西町の方以外の方も入っているというのをちょっと見受けたんですが、そういった中で、稼働率といいますか、34名のうち何名ぐらいが当たっているのか、鳥獣被害対策に当たっているような状況なのか、分かれば教えていただきたいなど。

○議長 大友課長。

○農林課長 私からお答えいたします。

町外の方につきましては、3名というふう把握してございます。活動といっても、先ほど申し上げました捕獲の際の活動だけでなく、見回りの活動もございまして、そちらのほうも含めまして、ほぼ、残りの方は当たっているのかなというふう理解しております。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 分かりました。町外が3名ですね。

そういう中で、そういったことも含めながら、近隣の捕獲、熊であったりイノシシであったり、本町は4種ということですから、熊、猿、イノシシ、鹿、1頭当たり8,000円の報奨金ということになっておりますが、この補助金に対しては、県からたしか出ているのかなと思いますが、割合的には、町で負担する分と県で負担されている分の割合は、どんな感じになるんですかね。

○議長 大友課長。

○農林課長 こちらについても、県のほうから交付金のほうが入ってございますが、割合については把握しておりませんでしたので、後ほどお答えさせていただければと思います。申し訳ありません。

○議長 吉村 徹君。

○6番 すみません、本町で単独で出しているということではなくて、県からの助成で8,000円という格好になる、計算することになるのかな。

○議長 大友課長。

○農林課長 全額県ではないと思いますので、その辺、後でお答えさせていただきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○6番 申し訳ありませんが、後でお知らせいただきたいと思います。

国も県も、これからいろいろ、こういった被害が増えている状況の中で、そういった手当等についても、増額とかは考えられてくるのかなと思っています。

そんな意味で、結局、猟友会の方の話を聞きますと、近隣の市町村の、例えば長井は1種で1万5,000円ということであり、例えば熊だと思いますが、熊1頭捕れば1万5,000円入りますということであり、川西町の4種類のうち、1頭仕留めれば8,000円が手元に入るということになると思うんですが、そういった置賜地区を考えたら、近隣の市町によっていろんな金額的に差があるというのは、なかなか猟友会の方々も、そういう情報を得た中では、もっとそういった、町に上げてほしいというふうな思いがあるのではないかと思います。そんな情報は、猟友会からの話としてはないでしょうかね。

○議長 大友課長。

○農林課長 今、議員からご指摘ありました案件については、特段いただいている状況にございます。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 それぞれの考えの地区の状況によって、単価も変わってくるということはあるわけですが、ただやはり、あまりにも金額に差が出過ぎますと、もう少し出せというふうな話になってくるのかなと思っています。その辺は近隣の状況を見ながら、検討していただければなと思っています。

また、仕留めた場合の報奨金の支払いというのは、個人に支払われるのでしょうか。

○議長 大友課長。

○農林課長 駆除した本人に支払われます。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 分かりました。

そういう形で、本当に危険な状況にあるという中で、やっぱり当たっていただいている方に対しては、いろんな形で手当を出すなり対策を立てていくことが必要なのかなと思っています。

います。

続きまして、9月1日から施行されましたけれども、改正鳥獣保護管理法による緊急銃猟についてですが、このところずっと、いろいろメディアで報道されておりますけれども、県としても、市町村の対応マニュアルの改正を支援する、あるいは国のガイドラインに関する説明会を開く予定だということが言われますけれども、そこら辺も9月以降、まだまだ熊の出るような危険な状態にある中ですので、県としては早めにやるとは思いますが、そういった情報は、どんな状況になっているんでしょうかね。

○議長 大友課長。

○農林課長 今、議員からご指摘ございましたマニュアル関係でございますが、まず環境省からは、ガイドラインというものが7月に示されました。県からは8月、先月の下旬ぐらいですかね、そちらの県の対応マニュアルというものも、改正されて示されたところでございます。

町といたしましては、市街地に出没したマニュアルがございまして、市街地に熊等が出没したマニュアルがございまして、そちらのほうを改正しながら、対応していきたいというふうにご検討しているところでございます。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 恐らく担当されている職員の方なんか、大変な状況が出てくるのかなというふうにご心配されているわけですが、もしハンターとしてお願いするには、やっぱり猟友会の皆さんにお願いするような格好になるんでしょうか。

○議長 大友課長。

○農林課長 その辺、内部でもまだ詰め切れておりませんが、現実的に猟友会の方をお願いするほかにないかなというふうにご検討しております。

以上であります。

○議長 吉村 徹君。

○6番 そういう猟友会の方も高齢化が進んでいく中で、そういった捕獲に当たるということも、なかなか困難な状況にあるのではないかなと思います。そういったところも検討されて、これから今後、対応されていくと思いますが、やはりこの改正緊急銃猟について、県のほうに要望とかしていきべきでないかなと思っておりますが、今回県のほうでも、麻醉銃による捕獲ということで、今まで1名だったのを2名増やして3名にするという状況があるようですが、

麻醉銃についてもいろんな縛りがある、なかなか一般のハンターなどは取れないわけでありまして、当然獣医師とか、あるいは薬剤を扱う問題とかと、いろいろ難しいようでありませうけれども、一番安全に捕獲、町内に出たときの安全な捕獲の方法として、そういった麻醉銃の使用というの、やはり今後検討していくべきでないかと思うんですね。

そういった意味では、県で3人という格好じゃなくて、置賜総合支庁に2人とか、そういった形の配備を進めていくべきではないかと思いますが、町長、いかがですかね。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のとおり、麻醉銃を撃てる方、やはり今まで1人、これから3人ということで、県内で考えると、かなり少ないなと感じているところであります。ただ、獣医師の先生方のご協力というか、それがないとできないことですし、なかなか急に増やしたいと思っても、現実的には厳しいものなのかなと思っております。ですので、この地域のことというか、猟友会の皆さんと共にこの地域の安心・安全を守っていけるように、いろいろ検討していきたいなと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○6番 本当に、麻醉銃についてはハードルが高いという話は、ちょっとお聞きしておりましたけれども、ただ、やはり町内での捕獲対策としては、それが一番、危険ではないという状況があるのかなというふうに思っていますので、県のほうにも強く検討を進めていただきたいと、要望していただきたいと思います。

やはり今後の、恐らく今後とも熊、鹿、イノシシ等の出没は、出てくるのかなと思っています。その対策については、やはり鳥獣保護関連の知識なり、あるいは技術等を持つ形の専門員のような形の雇用というの、それに特化するというのはなかなか難しいかもしれませんが、ただそういった、いざ時期的に熊が出没する春から10月、11月頃までの間の、そういった専門員といいますかね、そういった方の臨時的な雇用なんていうのは考えられないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長 大友課長。

○農林課長 ただいま議員からご指摘いただきました専門員の関係でございますが、環境省から示されたガイドラインの中にもその件について触れられておりまして、地域の実情にあつて、そういった専門員を配置することも考えられる、そしてまた、そちらの費用についても特別交付税なり、あと交付金事業での取扱いも考えるというようなこともございましたので、その辺を踏まえて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ぜひ、結局町の職員の皆さんも、ほかの仕事をしながら、今までも鳥獣被害対策に当たっていらっしゃるということで、大変な状況だと思います。やはりそういった方、役場と猟友会とをマッチングするというか、一緒に当たれる、それを指導というか、指摘していくというか、協力しながらやっていく体制を進めていくための体制をつくらないと、今後の鳥獣被害対策にとっては、やっぱり必要なことではないかというふうに思っていますんで、長野県だどこかだったんですが、ちょっと忘れましたが、やっぱり地域おこし協力隊を使って、役場の職員と3人で、一応そういった体制をつくったりということありますが、ただ、今有効な対応としては、猟友会、先ほど申しましたが、若い人方が猟友会に参加して、銃を取って、今頑張っている方がおられます。そういう方々を委嘱しながらやるというような方法も、ぜひ検討していただければと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長 大友課長。

○農林課長 今後、猟友会の若い方とも話す機会がございますので、その辺も、明確にはちょっとお聞きしづらいというのもございますが、少し感触当たってみたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ぜひ川西がモデルとなるような格好の一つの、猟友会とマッチングして鳥獣被害対策に当たる体制をつくっていくということも必要なのかなと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

あと、何回もこの質問の中では申し上げておりますが、やはり山と里の緩衝地帯を造っていくことが大事だと、いろんな方がおっしゃっておりますけれども、ただ、最近は山に餌がなくて、下に下がってきているという状況もありますが、ただ、やっぱり必要なのは、そういった緩衝帯を造りながら、また隠れ場所とか移動ルートになる雑木林、河川敷、そういったところの支障木の刈り払いなどをやりながら、見通しのよい場所を造っていくということが、熊の侵入を防ぐ一つの対策になると思うので、そういったものに対する試験的な、今本当に山村は人口減少、あるいは農業をやめる方があって耕作放棄地もある。そういったものの今度、維持管理に関しては、なかなか人がいないという現状があります。そういったものも、きちっと状況を把握しながら、対応していくべきではないかと思いますが、いかがでし

ようか。

○議長 大友課長。

○農林課長 ただいまご指摘いただきました、地域ぐるみでそういった緩衝帯と、動物の侵入を防ぐために、やっぱり見通しをよくするという件についてということでございました。

今、今年ですか、今年度、県の地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業というような事業がございまして、そちらの事業、玉庭地区のほうで取り組んでいただいております。ただいまありました動物が行き交うルート进行调查しながら、その草を刈り払いするなり、そういった緩衝帯等を設けながらということで、今、実証事業をやっているところでございますので、そういった事業をきっかけにさせていただきながら、そういった取組を広めていければというふうに思っておるところでございます。

以上であります。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ぜひお願いしたいと思います。

やはり先ほど申しましたように、これからが熊の冬眠に入る前に、餌探しといいますか、状況になっておりますので、ぜひ迅速な対応しながら、人身被害あるいは大きな被害がないような対策をぜひ立てていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、行政機構改正についてでありますけれども、町長の答弁書の中で、私、ちょっと聞き慣れないというか、今まで思ってもいなかったという部分があるんですが、地域自立推進制度、これはどのような制度なのかなと思います。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

地域自立推進制度ということで、記載はさせていただいておりますけれども、地域の自主自立の取組ということで考えていただければというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○6番 とすると、今までのやっていることが、この名前になるという認識でよろしいんですね。分かりました。

今までですと、まちづくり課の4名の体制かな、で一応7地区に担当制を、20年間それで来ているわけですが、今回の機構改革では、地域係の2名の職員ということになっています。全体的に課全体で回すと思いますが、そういった形で、2名の方が7地区の地域を担当しながら調整を図っていくということなのかどうか。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今議員がおっしゃったように、2名体制の中で地域のほうとのやり取りをさせていただいているという状況でございます。ただ、補佐、私も含めまして全体で、その2名で足りない部分についてはカバーをしながら、対応しているという状況でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 交流センターも20年近く、指定管理団体になって、平成21年からですから18年、来年契約の切替えの時期になってくるのかな。そういったことで、今までやっぱり順調に地域づくりに頑張っていらっしゃるということでありまして、その中で、ただ、本当に2名の担当制ではなかなか、これから大きな人口減少というか、町の考える方向、まちづくりの方向性に対して、対応できていくのかどうか心配なんです、どうでしょうかね。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの町長の答弁にもございましたように、担当ということでは政策推進課で担当しているわけでありまして、大きな課題等、そういったものがある場合につきましては、地域支援調整会議等ということで、町全体を通して課題解決に当たっていくという体制が整っておりますので、そういった心配はないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 今本当、センター長さんも、私もそうでしたが、2代、3代と替わってきていますので、当初の協働のまちづくりのくくりの中の交流センターから、20年間の歴史の中で新たにってきているわけでありまして、ただ現実的には、どこの地区も少子高齢化とか、まさしく町の課題と一体となっているわけでありまして、そういった地域の実情をよく聞き取りながら対応していただきたいというふうに考えております。

行政機構改正というか、交流センターについて、もう一点だけお伺いしたいんですが、これまで、センター長会あたりでもいろいろ要望を出されていると思いますが、交流センターに車の配備をとということで、私も何遍もお願いしておりますが、そこら辺に対する考え方は、現在どのようになっているかお願いします。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきというふうに思います。

確かに、各地区への公用車ということでの要望ということについては、以前からあったものというふうに把握をしてございます。現在におきましては、公用車を置くというよりも、指定管理の中で自家用車の使用料ということで算定させていただきまして、各地区のほうに指定管理料を交付しているというような状況でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 そうしますと、各センターで車を買うという場合には、センターごとに見積りを取ってやるというふうな状況で、リースを使えるということによろしいんですか。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 ただいま申し上げましたのは、職員の方々の車を借り上げたときの使用料ということで算定したものでございます。リース料とかにつきましては、今現在では指定管理料のほうには含まれておりませんので、そこについては今、地区のほうとの検討課題ということで捉えているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 私の認識が間違っていたら、ごめんなさいなんですけれども、町の消防団の軽トラック配備、備品搬送車が大体配置終わった後、その後が続いて、だったら、今度センターの配車も考えると言われたような気がしていたんですが、そんな状況ではないということによろしいですか。私の認識違いでしょうか。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 すみません、私もその辺については、ちょっと把握していなかったものから、確認させていただきたいというふうに思います。申し訳ございません。

○議長 吉村 徹君。

○6番 指定管理のちょうど切替えも間もなくになるという状況なので、恐らくセンター長会でも車の問題は出てきていると思いますんで、そこら辺もやっぱり配慮しながら、ぜひこの次の指定管理の改定に向けて、予算化とか検討していただければなと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 今、議員の方からありましたように、来年度からの指定管理ということで、今現在、見直しを図っているところでございます。

ただ、現段階ではこれまで同様に、公用車の配置ということについては、なかなか難しいのかなというふうに考えております。というのも、やはり冬期間の格納場所であったり、除

雪の邪魔にとかということもありますので、そういったところがクリアできれば、いろいろほかにも課題があるかと思うんですけれども、そういったところをもう少し地区のほうとも話をしながら、詰めてまいりたいというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ぜひ、センター長さんの意見も聞きながら、何とかいい方向にしていただければなど思っています。私も実際、職員の方々が3,000円ですか、自分の車を使って回っているというのは、ちょっとよろしくない状況じゃないかなというふうに前から思っていましたので、そこら辺は何か検討しながら、現在のセンター長さんの方々の意見を取り入ながら、ぜひ考えていただきたいなと思います。

続きまして、物価高騰対策についてでありますけれども、今回、参議院選挙において、自民党と公明党が国民1人当たり2万円という公約、子供あるいは非課税世帯は4万というような政策で選挙があつて、過半数割れという状況で、まだそれが出るかどうか分からないんですが、そういった中で、本当、もしかすると2万円出るんじゃないかなというふうに希望を持っていた方もいたのかなと思っています。

そこで、まだ国会が開かれていないという状況の中では、まだ出てこないわけですが、現在、こういった物価高騰対策についての国からの交付金とか何かの情報というのはいないんでしょうかね。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 ただいまのご質問にお答えいたしますけれども、今現在、国からの正式な情報というのはいりません。今後ありましたら、議員の皆様にも制度の内容等お伝えしながら、予算案なども作成してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 米をはじめとする物価高騰は、本当に町民の方々にとっては、大きな負担となっているんじゃないかなというふうに思っています。

先ほど橋本議員も質問しておりましたが、この猛暑によって、エアコンつければ電気代がかかるなど、そういった中で、本当に大変な暮らしをされていると思いますので、本当に国のほうからの有利な交付金等が出てきたら、やはり町民の生活を守る立場で検討していただけるようお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後 2 時10分といたします。

(午後 1 時 5 2 分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2 時 1 0 分)

○議長 第 4 順位の 2 番鈴木孝之君は質問席にお着きください。

第 4 順位、鈴木孝之君。

(2 番 鈴木孝之君 登壇)

○ 2 番 2 番鈴木です。

それでは、午後 2 番目ということで、一般質問を始めさせていただきます。

議長に通告のとおり質問いたします。

①川西町空き施設への放課後等デイサービス事業の設置について。

この事案につきましては、長井市に拠点を置き活動しています特定非営利法人あゆむからの相談依頼を受けて質問をさせていただきます。

茂木町長が同僚議員時代に、茂木町長より提案を受けまして、視察に同行させていただきました。その後、あゆむは不適切な事務処理が発覚して、指定の一部の効力停止（対象事業所の新規利用者の受入れ停止 6 か月間）の行政処分を受け、その後、施設の後任理事長として、発達上の課題を抱えた子供たちのための施設運営に、今の理事長が尽力されております。

人口減少・少子化により、幼児施設、教育施設の幼児数及び生徒数は年々減少の一途をたどっていますが、特別な支援を必要とする子供たちは増加しているそうであります。そのことに伴いまして、放課後等デイサービスの需要も増加しています。

しかしながら、その一方では、放課後等デイサービスの施設の受入れ状況は満員状況であり、保護者の希望どおりに十分なサービスの利用ができない現状であるそうです。本来は週 5 日の利用が望ましいそうですが、1 週間に数日の利用に限られているそうでもあります。また、複数の放課後等デイサービスの施設を利用している児童もいるそうであります。発達上の問題のある子供たちにとって、複数の施設を利用するということは、精神的な不安定を増幅させてしまうおそれがあるとのことでした。

このような状況の中で、川西町の児童の保護者からは、川西町に放課後等デイサービス施設がないことから、他市町村の放課後等デイサービス事業所に、受入れについての問合せが

来ているそうです。教育理念にもつながる「川西町の子供は川西町で育てる」ことを念頭に置き、発達上の課題を持った児童・生徒が利用できる放課後等デイサービス施設を川西町に設置することはできないのかとの内容であります。

新たな施設（箱物）を造るのではなく、空き施設等の活用ができないか、また、誰が運営するかという大きな課題はありますが、川西町への設置が保護者の方々からも切望されております。川西町に設置が進めば、川西町在住の保護者の方々の負担軽減、施設運営担当者の負担軽減につながり、より質の高いサービスの提供が可能となると考えます。

また、川西町は置賜地区の中心に位置しますので、置賜一円の希望者が申し込まれるものと期待します。川西町としての考えをお尋ねいたします。

次に、児童精神科誘致の要望についてであります。

児童の検査が必要になった場合に、医療機関で受診を予約すると、数か月から半年先の受診になることもあるそうです。今までは、検査の資格を持つ教員に依頼して、検査を実施してもらうこともあったそうではありますが、有資格者の教員が少なく限られていることもあり、受診したくてもなかなか受診できない現状のようです。

そのような状況の中で、置賜医療の中核を担う病院として、公立置賜総合病院またはメディカルタウンの大塚地区内に児童精神科を誘致できないものか、川西町としての考えをお尋ねいたします。

次に、コロニー希望が丘の閉鎖後の管理体制について。

コロニー希望が丘の運営については、老朽化に伴い3地区への移設が発表され、川西町も3番目の建設予定地として示されています。下小松地内の施設については、令和12年3月をもって閉鎖され、山形県が維持管理を行う説明が行われました。

しかし、大川・大塚地区の住民の方をはじめとして、閉鎖に係る説明会に参加された方は少なく、下小松地域住民の方々の不安の声が聞こえる状況下にあります。最近の新聞、テレビ等で報道されている熊、イノシシ等の有害鳥獣類被害や犯罪の温床になる不安の声、有事の際の避難場所がなくなる等が寄せられております。

山形県の施設財産というものの川西町内にあり、更地にするにも多くの費用がかかり、企業誘致等を行うにも、更地にならない限り条件が整備されないことが想定されます。そのような状況を鑑み、地域住民の方々の不安を一掃するためにも、川西町が中間役となり、閉鎖前に再度、県で説明を行う考えはないのかをお尋ねいたします。

次に、新たな堆肥センターの設置による畜産振興及び有機農業の推進について。

川西町は昔から、米沢牛の生産基地として畜産振興に取り組んでまいりました。少子高齢化の影響は農業分野にも大きく影響し、米生産農家の減少と同様に畜産農家についても、令和2年98名から令和6年75名と23名の減少となっております。牛の飼養頭数も減少傾向にあり、乳牛はほぼ横ばいですが、繁殖雌成牛、肥育牛はいずれも減少し、子牛、肥育牛を除く牛全体の飼養頭数は、令和2年1,590頭から令和6年1,396頭と194頭減少しています。

ある畜産農家は、自己努力で堆肥の利活用を行っているものの、牛の飼養頭数を増やしたいが堆肥の処理が限界であるため、増産にかじを切れないと悩んでいるのが現状です。少数意見ではありますが、箱物を造ると維持管理がかかり、町の負担増加になることは想定できますが、広域で取り組む等、堆肥の臭いによる畜産公害の対策を行いながら、その堆肥を活用して新たな有機農業の推進が可能となるのではとの期待を込めて、川西町の畜産振興及び有機農業推進についての考えをお尋ねします。

次に、令和8年産米の生産について。

令和の米騒動が落ち着いたままではありますが、間もなく川西町でも稲の収穫作業が始まり、新米の入荷が待ち遠しい季節となりました。

しかしながら、早場米としての新米価格が報じられた価格は、昨年度よりも高い価格で販売されており、国の備蓄米は販売延長される等、米をめぐる販売情勢は予想がつかない状況下にあります。また、一部の産地では、今年の猛暑に加え、干ばつによる水不足から稲が枯れ上がり、圃場がひび割れる等、収穫量が減少するところも見受けられます。

そんな生産現場とは裏腹に、国である農林水産省は、来年度の米の増産を発表しました。生産現場の声は、米価の上昇の中、米の生産量が増やせることはありがたいという意見と、作りたくても転作に取り組み、米が作れない圃場もある等、意見は賛否両論であります。また、水稻種子の計画も不十分なことから、令和8年産米の生産計画はまだ進んでいないようでもあります。

農家は持続可能な農業ができるように、再生産価格の保障に加え、労働に見合った所得が実現できる米価が希望であります。高過ぎると消費者の米離れを懸念しますし、消費者は物価高の中、毎日食べる主食が高くて食べられない等の声がある中、農家の方々が安心して米作りができる価格で、消費者が買いやすい米が欲しいという声が多いようです。

両者の価格ギャップを埋めるのは、やはり国の責任であり、私たちはその声を国に届ける必要と責任があると思います。そのような厳しい社会情勢の中、川西町農業再生協議会の今後の進め方や川西町の考え方をお尋ねします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 鈴木孝之議員のご質問にお答えいたします。

初めに、川西町への放課後デイサービス事業所設置要望について、川西町空き家施設への放課後等デイサービス事業所設置についてであります。放課後等デイサービスは、就学している障がいのある児童・生徒に対し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など、療育を目的に行う児童福祉法による障害児通所支援の一つであります。対象年齢は小学生から高校3年生までであり、学校の下校後14時頃から17時頃の時間帯に利用し、学校から施設へ、施設から自宅への送迎や、夏休み等の長期休暇中の日中利用も可能となっております。

本町の放課後等デイサービスを利用している児童・生徒は23名で、町内事業所のほか、置賜管内の事業所を利用している状況にあります。今後の本町における放課後等デイサービスの見込みとしましては、人口減少・少子化により子供の数は減っておりますが、支援を必要とする子供の数は現状維持で推移すると見込んでおり、サービス量についても、おおよそ現状維持で推移するものと見込んでおります。

町内にある放課後等デイサービス事業所は現在1施設で、平成29年5月に定員を10名として事業を開始され、町内外を問わず、支援の必要な児童・生徒の受入れをいただいております。現在、受入れの空きはなく、高校生の卒業を待って新規の受入れを行う状況と聞いております。

町内への放課後等デイサービス事業所の設置は、町直営は難しく、民間事業者の事業展開が望ましいと考えております。民間事業者としましても、施設を運営するのに必要な有資格者の確保や事業の採算性の見通し等の見極めは重要になってまいりますが、本町への事業所設置希望の事業者がありましたら、町としましても、町有施設の活用等、協力していきたいと考えております。

放課後等デイサービスが障がいのある児童・生徒の療育の場であることに鑑み、さらにはサービス利用が結果的に保護者の就労の一助になることに注視し、今後も地域のニーズの把握に努め、関係機関と連携しながら、町内でのサービス拠点の設置も視野に、必要な情報収集と環境整備に努めてまいります。

次に、児童精神科誘致の要望についてであります。児童精神科医の確保は全国的に困難

となっており、県内においては専門的に対応できる医師は限られ、専任の児童精神科を設置している医療機関は少ない状況で、小児科や心療内科の医師が児童の診察に当たっているところでもあります。置賜総合病院または川西町メディカルタウンに児童精神科を誘致してほしいとの要望は、医師確保や医療機関の設置に当たり、町単独で進められるものではなく、県や関係機関と連携して進める課題であると捉えております。

次に、コロニー希望が丘の閉所後の管理体制についてであります。山形県総合コロニー希望が丘は、昭和49年に下小松地内の現在の場所で知的障がい者施設として事業を開始されてから50年が経過し、施設設備の老朽化や古い施設基準による狭隘な部屋など支援がしづらくなり、改築が必要な状況となっております。

コロニー希望が丘を運営する山形県社会福祉事業団は、山形県が平成26年に策定した県立障がい者等施設見直し方針に沿って、地域移行、地域との交流促進のため、利用者の出身地などを考慮し、村山地方、西置賜地方及び川西町の3か所それぞれの施設で、各60人の定員に分散して改築する基本構想を策定し、それぞれの事業開始に向けた動きが進められているところでもあります。今年2月には、犬川地区、大塚地区の住民の方を対象に、移転・改築に関する説明会を社会福祉事業団、県障がい福祉課同席の下、開催しました。出席された方々は少数ではありましたが、社会福祉事業団理事長から、これまでの経過及び村山地方、西置賜地方のそれぞれの移転先とスケジュールについて説明をいただき、町からは今後の動きについて説明したところでもあります。

移転後の現在地の管理については、県が責任を持って方向性を示すべきと考えております。そのため、町ではこれまでも県障がい福祉課に対して、移転候補地の協議とともに、移転後の現在地の管理と利活用について併せて検討いただくよう、強く要望してまいりました。地域の方々のご心配のとおり、最近の熊の出没等、有害鳥獣の被害や施設の荒廃等は、町としても懸念をしております。現在、県から移転後の利活用策の提示はありませんが、移転前の説明会の開催等については、県とも調整を図ってまいります。

次に、農業振興政策について、新たな堆肥センターの設置による畜産振興及び有機農業の推進についてであります。本町ではこれまで、ブランド牛「米沢牛」の主産地として、畜産振興に取り組んでまいりました。一方で、畜産業を取り巻く現状は、飼料コストの高騰等、経営環境は厳しさを増しており、畜産農家及び飼育頭数は減少傾向にあります。また、議員ご指摘の堆肥や家畜排せつ物の処理についても、畜産業の振興に向けた課題の一つとして捉えております。

家畜の排せつ物処理に当たっては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が平成11年に施行され、家畜排せつ物の野積みはもちろん、完成された堆肥についても野積みが禁止されるなど、適正管理が義務づけられました。これにより、堆肥の在庫が過多とならないよう、定期的な堆肥の処理が求められることから、その管理は畜産農家にとって大きな負担となっているものと捉えております。そのような現状において、新たな堆肥センターの設置の要望については、現在のところ町では受けておりませんが、より多くの堆肥の処理・保管が可能となる堆肥センターの整備について検討してまいります。

一方、堆肥の有効活用にあっては、川西町農業再生協議会において、耕種農家が生産した飼料を給餌した家畜の排せつ物から生産された堆肥を再び耕種農家の圃場へ散布する耕畜連携の取組に対し交付金を交付しながら、堆肥利用の促進を図っており、今後も継続しながら、取組の拡大を図ってまいります。また、有機農業の推進に向けても、牛ふんを主原料とする堆肥は有機質肥料であり、有機農業の取組に活用が可能であることから、川西有機農業推進協議会と連携を図りながら、有機農業の拡大につながるような有効的な活用方法について研究してまいります。

次に、令和8年産米の生産についてであります。8月5日に開かれた米に関する関係閣僚会議の中で、石破 茂首相は、増産にかじを切ることを表明しました。令和の米騒動が依然として落ち着きを見せていない中、米不足の解消に向け、首相自ら強い意欲を示した形ですが、米の増産に当たっては様々な課題があり、容易なことではないものと捉えております。労働力をはじめ、生産力の増強はもちろん、転作田から水田への転作方法や種子・用水の確保についても、関係機関と協議していく必要があります。今後国から示される2026年度予算の概算要求の内容も踏まえ、どのように増産を後押ししていく方針なのかをしっかりと見極めながら、増産に向けた対応について検討していく必要があると捉えております。

町としましては、米の増産に関わる支援以外に、転作作物への支援なども含め、今後の国の動向はもちろん、山形県が設定する需要に応じた米の生産量の目標値である生産の目安の取扱いについても注視していくとともに、農家の皆様の声も広くお聞きしながら、農業所得の向上、稼げる農業の実現を念頭に、川西町農業再生協議会と共に、引き続き対応について検討してまいります。

以上、鈴木孝之議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 それでは、最初に、放課後等デイサービス事業の設置についての再質問をさせていた

できます。

町長については、令和7年3月4日、3月定例会において、政治信条ということで、施政方針の一節をお話ししていただいておりますが、町長の政治信条としては、共生社会の実現を考えている。年齢や性別、障がいのありなし等にかかわらず、全ての町民の皆さんが幸せに笑顔で暮らせる町を目指し、町民の皆さんお一人お一人に寄り添って、地域の課題を解決していきたいと考えておりますと話されております。

この気持ちで、現在も川西町のリーダーとして、毎日の仕事に当たっていただいておりますが、放課後等デイサービスの設置要望については、町長とも一緒に見学をさせていただきました。長井市拠点のあゆむさんであります。川西町にも建設の話がありまして、一時、候補地も含めて進んだところではありますが、途中頓挫して、先に飯豊町のほうに建設が進んだ経過がございます。

先ほど私、話したとおりに、十分に施設の利用ができていないという状況がありましたので、川西町にもぜひ設置をお願いしたいという要望から、町長の答弁でもありましたが、箱物を建てるということについては、非常に課題が多いなというふうにも思いますし、空き施設が使えないかということでの考えの下に質問をさせていただいたわけではありますが、現在、川西町には1施設があるということでありましたが、担当課長ご存じだと思いますので、どこにあるのか教えていただければと思います。

○議長 梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

1施設というのは、高山地内にあります、まかまかという施設名の施設でございます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 このまかまかというのは、頂いた資料にもありましたが、南陽市の方が運営されているというふうな事業所だということをお聞きしております。間違いないでしょうか。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 高島町に本所があると聞いております。

以上です。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 じゃ、私の勘違いでありました。高島町、失礼、ありがとうございます。

町長答弁にもありますけれども、町有施設の活用等、協力していきたいと考えておりますということで答弁いただきましたが、現在空き施設の中で、どこか候補地がもしあれば、お

分かりの範囲でお答えいただければと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 今のところ、具体的な施設というのはご用意はしていないところでありますので、今後の見通しというか、検討してまいりたいと思います。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 協力したい気持ちがあるということは、大変ありがたいことだと思いますが、現場の関係者の声をお聞きしますと、来年の4月1日にはぜひオープンしたいというふうな相談の内容でありましたので、性急ではありますが、候補地も含めて、川西町にあれば大変ありがたいなということでの質問をさせていただきましたけれども、今後すぐに建物が確保できるかということについては、非常に課題があると思いますけれども、町では別な事業者がいれば応援したいという、そういった町長の回答であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 答弁のほうにも記載していますとおり、民間の事業者からのそういった要望があれば、ぜひ町としても、できるだけの協力をさせていただきたいと考えているところであります。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 ぜひ、町のそういう思いをいただきましたので、今後そういった施設の関係者との話し合い等があれば、担当課と一緒に話し合いが進めていただけるものというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、児童精神科の誘致についてであります。町長答弁にありましたように、これはなかなか難しい問題があるなというふうに思ったところでありますけれども、本来ならば県や関係機関と連携して進める課題であるということですが、置賜病院については非常に可能性があるのではないかとということと、今後企業団との話し合い等もありましたらば、ぜひ県のほうに、可能性があれば、声かけをしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 そのような要望があったということ、どのような頻度だったか、健康子育て課のほうで会議のほう、企業団さんとの会議も定期的にしておりますので、その中であったり、あるいは私自身、企業団、企業長のほうに面会する機会があれば、そのあたりの要望のほうをさせていただければと思います。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 ありがとうございます。

やはり①と②、関連があると思いますが、医療福祉、教育の充実に向けて、今後も県のほうに強く働きかけをお願いしたいと思います。

続きまして、コロニー希望が丘の閉所後の管理体制について再質問をさせていただきたいと思います。

実際、移転後の管理についての不安が多いということでの質問をさせていただきましたが、その前に、川西町としての移転候補地の協議ということで、県とも話し合いをしていただいていると思いますが、令和12年後ということ、間もなくなるものというふうに理解していますが、候補地等については進んでいるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 ただいまの質問にお答えいたします。

昨年の12月の全員協議会で、移転についてのご説明をさせていただいた後にもなりますが、その際にも町有地を念頭に置きながら、県の障がい福祉課と、それから運営をします山形県の社会福祉事業団と、3者での協議を進めていくということで申し上げております。そのまだ協議中であるというふうなことでございます。

以上です。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 長井市、さらには左沢分校のほうということで、村山地区のほうと2か所は計画が進んでいるようでありますので、県の役割だというふうな理解はしていますが、今後も移設先についても、早急に検討いただきたいというような思いがあります。

移転後の現在地の管理については、不安が多いということでの地域住民からの声でありましたけれども、例えばこの利用については、町長の意見交換会の中で質問された方がいらっしゃいました。下小松の里山が近くにあるということと、この山には貴重な植物が非常に多いということから、例えばであります、山形県の事業として植物園の誘致などができないかというような意見を、町長との話し合いの中でされた方がいらっしゃいました。

そのときは、検討するというようなことを、町長の答弁にあったと思いますが、今そういった要望があれば、県に働きかけをされるのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 植物園の要望、県にお伝えすることはできるかと思います。ただ、これが実際、県の

事業ですので、どこまでこういった要望を聞いていただけるかというのは、不明であるのかなといったところでございます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 あくまでも有効活用の案ということでありますので、植物園がいいかとか、更地になって企業が誘致できれば、また、それはそれでいいことになるのかなというふうに思っていますけれども、今後も跡地が当然更地になるまでは、時間がかかるというふうに思いますし、熊被害等が出ている中で、獣の巣になるとか、さらには、そこが犯罪の拠点になるんでないかというような声もありますので、今後も犬川と大塚地区で、関係の地域住民の説明会を開催したいということで、現在検討させていただいておりますから、町長答弁にもありますように、移転前の説明会の開催等については、県とも調整を図ってまいりますというふうにお答えいただいておりますので、担当課と相談をさせていただきながら、ぜひ説明会の開催についてはご協力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、堆肥センターの設置についてであります。私も箱物を建てようという意思ではなくて、本当に少数の方の意見でありますけれども、堆肥の処分が大変だということから、実際、堆肥の処理施設があれば畜産を増頭したいと、さらに牛を増やしたいという声がありました。農林課の回答でも、設置については特に希望はないということですが、その農家の方が遠慮されて、話をされていないふうにお聞きしております。

畜産農家の方は若い方が多いわけでありましてけれども、さらにそういった施設が出れば、また増頭したいという、そういう熱い思いがあると思いますので、建てるのは置賜全体で、畜産振興なり米沢牛の組織があるように、堆肥センターの施設についても、置賜広域という考えで建てていくのが妥当ではないかなというふうにも思っていますので、そういった考えで、今後も行政として、いろんな会議で、町長のほうからも提案いただければなというふうには思っておりますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 議員からご提案いただきましたように、置賜広域でという考えを持ち合わせておりませんでした。そのあたり、近隣の首長の皆さんに今後お話しできればなと思いますので、貴重な提案ありがとうございました。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 堆肥センターについても、やっぱりコストはかかると思いますし、近隣の市町村を見ても、なかなか堆肥センターはないなというふうに思っています。

例えば、飯豊町には2か所ぐらい、バーク堆肥の堆肥センターと合わせて、あったと思いますが、長井ではレインボープランの、あれは生ごみの処理だという、そういった堆肥というか、そういった施設にもなっていますので、置賜全体でやはり堆肥センターというものを考えていくことも、畜産振興の一助になるのではないかなというふうに思いますので、その辺についても、よろしくお願いをしたいと思います。

また、有機農業者の資料、前回は質問させていただいておりますが、令和2年度は9名だった農業者の方が、令和6年、20名に増えたというふうなことでの報告をいただきました。有機農業については、本当に栽培の苦労が多く、なかなか農家が増えないという現状があるようではありますが、国のみどりの戦略等を見ますと、耕作面積の25%、4分の1を有機農業でしようという壮大な計画があるわけですが、本町はまだまだ僅かでありまして、全国的にも増えていないのが現状だと思います。

有機農業の振興については、再生協議会も含めて検討されていると思いますが、農林課の取組なり今後の考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 有機農業の今の状況につきましては、議員からお話しあったとおりでございます。なかなか伸び悩んでいる状況でございます。

昨年までですと、国のモデル事業ということで、補助金を頂きながら事業を展開してまいりましたが、今年度、7年度からその補助金もなくなって、独自の活動ということで、新たに試行錯誤しながら、その取組を進めておるところでございます。実践者につきましても拡大するよう、協議会のメンバーも努力しておるところでございますので、そちらの取組を後押しするような形で、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 農林課のご苦労は分かっております。大変だと思いますが、やはり生産あつての販売にもつながるという部分で、国の数字が高いから、それに合わせろということじゃないんですが、農家の方が持続可能な農業ができるように、畜産振興なり農業振興の一助となるような取組についても、今後も支援を願うものであります。

最後に、令和8年産米の生産についてということで、これもまた国の政策だという中での、町長にお聞きするについては、まだまだ回答がないという部分だと思いますけれども、端的に考えをお尋ねしたいと思います。

米の増産については、やはりいろんな要素があって、まだ面積も分からないうちに、出資の準備については2年かかるというふうな農家側の声もありますし、それで来年から増やせといっても、なかなか増やせないというのが現状だと思います。

川西町については、国・県の方針に沿って、転作の達成率、米以外の取組が非常に高く、真面目に取り組んできた市町村の一つでありますから、その分、転作の補助金は有効にもらってきた市町村ではあります。いざ今度、米を作れという中で、転作が今4割も取り組んでいる中には、すぐ米にできる飼料用米であったり加工用米であったりという部分はありますが、果樹、野菜、その他牧草類を含めて、田んぼにできない、そういった圃場も当然多い中で、課題であった水張り問題も解消したなと思ったやさきに、今度はいよいよ米を作れということですが、実際に作りたいというときに、今度圃場に戻す、畦畔を作ったり漏水対策するに当たっても、経費がかかるわけありますので、こいうった支援については当然相当な金がかかるという中で、基盤整備と一緒に進める部分だとは思いますが、農家負担がなるべく少ないように国に要望する必要があると思いますので、今後も県・国にとことでの要望を強く求めるものであります。町長の考えも併せてお聞きしたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 本当に議員のおっしゃるとおりでありまして、米の政策については、本当に国の政策が行ったり来たり、また新たなことが始まったり、本当に先が分からないような政策でありまして、今後の情報というのをしっかりと把握しながら、農家の皆さんが稼げる、収益がしっかりと上がるような取組をできるように、国のほうに要望を申し上げながら、情報収集にもしっかりと努めていきたいと考えております。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 最後になりますが、町長答弁の中でもあります米の増産に関わる支援のほかに、転換作物への支援なども含めという部分がございました。

当然、果樹、野菜等を作っている方についても、ここ数年、高温の影響で非常に品質が悪く、収量が減っているというような状況もございます。本町でも園芸振興協議会という組織の中で、農協関係者、農家の方々と連携した取組をやっているわけですが、転換作物への支援の部分で新たな政策なり支援策が、もし今持ち合わせてあれば、お尋ねをしたいと思います。なければ、今後の課題だというふうに理解しますので、今の持ち合わせがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長 大友課長。

○農林課長 支援策ということで、町独自のということでは、持ち合わせてはおらないところでございますが、先ほどご紹介いただきました園芸振興対策協議会と歩調を合わせて取組を進めてまいりたいと、こういった国の事業等もございますので、こちらのほうにも積極的に取り組まれるように推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 ありがとうございます。

実際、高温の影響でサクランボも大変になってきている中で、山形県ではミカン、さらには、かんきつの栽培が必要でないかというふうな、そんな状況もございますので、実際東根の農家の方は、北海道でサクランボを作る、そういった取組もなされておりますが、北海道のある場所ではこちらよりも暑いというような、そういった状況もございますので、園芸振興策も併せて、本町は農業の町でありますから、米の生産振興はもとより畜産振興、さらには転作を活用した農業所得の確保になるように、今後も行政の支援に期待する農家の声は大だと思っておりますので、併せてお願いをしながら、私の一般質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長 鈴木孝之君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後3時15分といたします。

(午後 2時57分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時15分)

○議長 第5順位の高橋輝行君は質問席にお着きください。

第5順位、高橋輝行君。

(10番 高橋輝行君 登壇)

○10番 10番高橋。

過日の参議院の選挙で、茂木町長と同じ候補者を応援したわけでありましてけれども、先ほど質問ありましたとおり、その候補者、その党は、2万円の給付を公約しております。私も息子を含め地域から、先ほどの議員同様、その給付は公約どおり実行されるのかというよう

な話題などが出ておるわけでありまして、そのような中で、参議院の選挙を通じて、茂木町長を見たことない人などがまだ町民の中でおるわけで、あの方かということで、非常に期待をされている方がいっぱいおったというふうに見ております。さらに認知度が上がったのではないかなということで、そういう意味では、あまりせめるなよというような、そういう支持者もおるわけで、ストレートな言い方ではありますが、いわゆる前置きは以上にしまして、通告いたしております内容について、質問を申し上げたいと思います。

いわゆる財政の規律についてと、その都度お尋ねをしているわけですが、茂木町長も就任されて、今回の決算については、前町長の置かれた予算を引き継いでということで、自分でつくった予算ではありませんけれども、非常に大事な決算議会というふうに、今回なろうかと思えます。そういう意味で、一つのけじめといいますか、そういうような中での考え方から、質問をするわけでありまして。内容は、前任者の町債残高、いわゆる借金についてということで通告をいたしたところでありまして。

本町の財政状況については、人口の減少などにより大きな伸びは期待できず、厳しい状況が続いていくものと認識しているとの説明がございました。このような状況の中で、町政運営をしなければならないわけでありましてけれども、そこで、いわゆる前任者からの町債残高というものは幾らかということについて、これはちゃんとした数字が出ておるわけでありましてから、これをやっぱり我々はまず、これから茂木さんがやるにしても、明確に数字をお尋ねしておくことが大事なんではないかということで、そういう意味を込めて通告をいたしたところでありまして。

さらに、予算規模についてでありますけれども、令和7年（2025年）の予算でありますけれども、本年の予算ですが、一般会計の歳出、支出の総額というものは137億4,000万円ということで、前年度比15.7%であります。平成27年度（2015年度）の109億円を皮切りに、本町の予算は100億円を超える予算規模が続いております。コロナ禍で膨張した歳出を平常に戻していくという、歳出抑制にかじを切ることが大事ではないかという考え方もあるわけでありましてけれども、どうなのかという内容の質問でございます。

さらに私は、本年3月の定例会の総括質疑の中で、本町は身の程を知り、身の丈に合った予算規模とするべきものと考えてるがという意見を申し上げ、身の丈に合った予算規模について、どのように考えているかという内容をお尋ね申し上げたわけでありましてけれども、改めてお尋ねを申し上げたいと思います。

また町長は、言うなれば、積極財政という言葉がございまして、または緊縮財政という内

容もごさいます。今後どのように進めていこうとされておるのか、基本的な考え方についてお尋ねを申し上げたいと思います。

そしてまた、まちづくりについてでありますけれども、やっぱり町民は、茂木さんが一番やりたいことというのは何だと。それを明確にお尋ねをし、その実現に向けてやっていく、ここがまだ十分、町民に伝わっておらない部分があるのではないかということからお尋ねするわけですが、ちょうどよく第6次川西町総合計画の策定が、今進められておるわけでありまして、その中で、いろいろありますけれども、町長は、先ほど来の質問の内容もごさいますが、茂木さんが一番重要として取り組みたい施策は何かと。

さらには、1期4年間で進める中で、一番これはやってみたいものだという内容について、改めてお尋ねをするという内容のものであります。個別にはいろいろありますけれども、基本的な茂木町長の考え方というものについて、議会壇上からお尋ねを申し上げるということが質問の内容でございませう。

再質問で若干こまごまともお尋ね申し上げますけれども、まずはそのようなことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政規律について、前任者の町債残高についてであります。前任の原田町長におかれましては、平成16年から5期20年にわたり町政運営を担われ、この間、様々な事業に取り組んでこられました。役場新庁舎やパークゴルフ場、森のマルシェ等の建設、町道虚空蔵山西線道路改良工事や防雪柵設置等のインフラ整備等、多岐にわたり、町民生活の利便性向上や新たなチャレンジに努められてこられたものと認識しております。

このような投資的事業については、財源として国・県補助金等も活用しながら、有利な地方債を選択・活用し、事業を推進されてきたと承知しており、令和6年度末時点で、令和5年度までに実施した事業に係る本町の地方債残高については、137億3,599万2,000円となっております。

次に、予算規模についてであります。本町の一般会計の令和7年度当初予算額につきましては137億4,000万円で、予算規模としては過去最高額となっております。これは、川西まちなかテラスの建設及び川西中学校の長寿命化整備に係る経費が高額となっていることなどが主な要因となっております。

また、平成27年度以降は100億円を超える当初予算が続いており、特に令和2年度以降は、国の臨時交付金等の措置に伴う新型コロナ対策や物価高騰対策費用が増加している状況であります。物価の上昇に歯止めがかからず、長期化している状況を踏まえ、経費の節減を図りながらも、当面は物価上昇に対応した適切な予算編成に努めていく必要があると認識しております。

今後の予算編成におきましては、元金償還の開始に伴う公債費負担の増大が見込まれる中、地方債発行額の抑制に取り組んでいく必要性を感じており、投資的経費については実施年度の調整や経費の節減等により、年度間の事業費の平準化に努めてまいりたいと考えております。

また、人口減少に伴い、歳入の根幹をなす町税や地方交付税等の一般財源が今後減少していくものと想定されますので、歳入に見合った歳出構造への転換を図っていくことが、身の丈に合った予算規模となるものと捉えております。

以上のことから、今後の財政運営につきましては、歳入あつての歳出であることを念頭に、経費の節減や地方債発行額の抑制による将来負担の軽減を図りながら、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、まちづくりについて、一番やりたいことはありますが、現在策定を進めている第6次川西町総合計画は、町民アンケートや未来づくりカフェなどを通じて町民の思いを集め、議論を重ねながら策定を進めております。この計画では、人口減少が避けられない現実を前提とし、川西町の持続可能性を確保しつつ、町民一人一人が生活の質を高め、幸福度を向上させる内容を目指しております。

本計画の目指す将来像は、「わたしもあなたも満たされるまち」とし、そのための重点目標として、「若者や女性、多様な人々が活躍するまちをつくる」と掲げています。この目標は、アンケートや未来づくりカフェ、令和7年6月に開催した議会全員協議会、町内7か所でのまちづくり座談会、そして、まちづくり委員会などでいただいた町民の方々のご意見、ご提案を基に整理・構築したものです。

現在、少子高齢化や人口減少の進行が、地域経済やコミュニティの維持に大きな影響を与えています。また、気候変動の影響への対応、防災対策の強化、デジタル化対応など、社会全体の変化に即した施策が求められています。こうした中で、町民が安心して暮らせる環境を維持するため、医療や福祉サービス、交通インフラの整備、町民所得の向上、子育て環境の充実などに戦略的に取り組む必要があります。しかし、財政状況が厳しい本町では、限ら

れた資源を有効活用し、取捨選択を行いながら施策を展開する必要があります。

このような課題に対応する上で、最も重要なことは、自分ごととして町の課題に向き合い、主体的に行動する人材を育成・確保することです。つまり、ひとづくり・地域づくりの推進が何よりも重要であると考えております。町民一人一人が当事者意識を持ち、自分ごととして町の課題に取り組むことで、地域全体が地域ごととして活力を持つようになると思います。

このプロセスの中で、人と人が対話し、行動が生まれ、地域に活力が生まれます。その結果、町民所得の向上や様々な課題解決につながり、町民が町に愛着を持つきっかけとなります。さらに、このような環境が整備されることで、外からの定住を促す大きな力となると確信しております。この考え方は、第6次川西町総合計画において、町民意向を基に定めた重点目標「若者や女性、多様な人々が活躍するまちをつくります」と方向性が一致しており、計画全体の基盤となるものです。

続いて、1期4年間で一番取り組みたいことは何か、その準備はどのように進められているかについてであります。私が1期4年間で最も取り組みたいことは、町民一人一人が主体的に行動し、地域全体が活力を持つ仕組みづくりです。

人口減少が避けられない現実の中でも、川西町が住み続けたい町、住んでよかったと思える町となるためには、そこに住む人々の意識や行動が鍵を握っています。そのためにも、ひとづくり・地域づくりの推進が不可欠であると考えております。この準備としては、住民全体の取組を促進するための具体的な手法について、有識者から情報収集を現在進めており、今後さらに、町民の皆様との対話を通じて具体化してまいりたいと考えております。

人口減少という大きな課題に直面する中で、川西町が持続可能で、町民の皆様が住んでよかったと愛着を持てる町となるよう、ひとづくり・地域づくりを軸に全力で取り組んでまいります。引き続き、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○10番 個別にちょっとお尋ねするわけですがけれども、前任者のいわゆる町債という言葉がありましたけれども、借金という、町民目線の言葉で言えば、その額は、担当課長でいいんですけれども、137億円ということだと、こういう数字で言えばね。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 ご質問が前任者のということでありましたけれども、令和6年度末時点とい

うことで、答弁書に記載した金額につきましては、137億円余りとなっております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 決して前任者がいいとか悪いとかと、私、言っているんでなくて、町民からすれば、5期20年の中でいろいろ、私もその間、議員でもありますから、賛成してきたとすれば、その責任もあるわけですけれども、結果として、借金という部分で一つの線引きをすれば、137億円と。

これから茂木町長が今度いろいろされて、また増える分があったり、いろいろ見直しされることなども出てくるかもしれませんが、改めて数字でいえば137億円と、こういう理解でいいわけですか。

○議長 坂野課長。

○企画財政課長 議員ご指摘のとおりと認識しております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 そこで、今回の監査委員の意見書で、今までになくストレートに表現された意見書だなというふうに、昨日の説明を聞いたわけですが、例えば実質公債比率は、35市町村のうちワースト4位だと。さらにまた、将来負担比率というものは、35市町村の中でワースト2位だという内容であります。しかし、財調関係は頑張っているんだという評価もされているわけですが、さらに監査委員の意見書は、いろいろ毎年頂くわけですけれども、こういうストレートな、代表監査においてどうじゃないけれども、ここまでのストレートな表現は、今までにはなかったんでないかというふうに私は見ているわけで、これは決して批判的な内容でなくて、先ほど来の137億円の、前任者と分かりやすく言っているんですけれども、借金の部分を含め、ずっと分析すれば、こういう内容だなということで、この監査委員意見書については、どういうふうに感じられますかという表現すると、町長も大変でしょうから、ただこういう監査委員の意見書を基にしながら、我々も現状をさらに認識して、今後どうしていくかと、まちづくりを。こういうことが大事だというふうに考えますので、これちょっとお尋ねしておきますが、この指摘についてはどのようにということで、簡単に結構ですが、町長ご自身から。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のように、監査委員からの意見書でありますので、しっかりとこのご意見を受け止めた上で、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 そこで、財政課長からでいいんですけれども、こういうふう言いながらも、昨日来のイエロー、レッドという基準があって、その指数をずっと下回っている、だから、まだ余裕が少しあるんでないかという気もするわけですが、この辺の見立てはどうなるのか、ちょっとお尋ねしたいと。

○議長 坂野課長。

○企画財政課長 昨日、報告第5号でご説明をさせていただきました健全化判断比率、その中でも特に実質公債費比率と将来負担比率について、ただいま議員からも、監査委員の意見の中にとということでご指摘がございましたけれども、実質公債費比率については、いわゆるイエローカードの基準が25%、結果は約半分の12.6%。将来負担比率については、イエローカードの基準が350%に対して結果が137.5%、半分以下というような実情でございます。

数字だけ見れば、まだ余裕があるのではないかというような印象も受けるところではありますが、やはり監査委員のご指摘のとおり、県内の各団体との比較、6年度の結果はまだ比較できる段階ではございませんので、5年度の数値での比較であります、やはりワースト第2位、第4位というような状況であります。

我々としましても、事業を実施するには、やはり公債費の借入れは必要だと考えておりますが、その借入額の抑制というのは、今後十分に図っていく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 高橋輝行君。

○10番 あしたも総括もあって、そこでも若干、数値的なこと指摘しながら予定をしておりますので、それ以上はお尋ねしませんけれども、137億円の借金があると。先ほど地方債の発行額については、慎重にやっつけていかなきゃならないと。しかし、政治力という言葉があるとすれば、創意工夫によって有利な、同じ仕事をするにも有利な制度なり財源を見いだして取り組んでいくと、これこそ町長の仕事だというふうに思うわけであります。

例えば上位事業と、一つには、茂木町長が早速取り組んでいらっしゃる第2世代交付金、この事業こそ有利な、言うなれば上位事業という言葉があるとすれば、それをよくぞ、過日も申し上げましたけれども、いいあんばいに、地元代議士の指導があったにせよ、あるいは西川の菅野町長との連携があったにせよ、すばらしい内容を見つけられたというふうに思うわけで、私は余裕があるんでないかというのは、今課長からあったとおりでありますけれども、やはり茂木町長がおやりになりたい内容をやっていくには、知恵を絞って取り組ん

でいく、この辺が大事でないかということから、今お尋ねしておるわけですが、どうですか、そういう上位事業、さらにまたいいものを見つけながら、取り組んでいただきたいというふうに思うわけでありまして、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のとおり、そうした有利な財源、国からの補助金を獲得しながら、川西町が発展するような施策に努めてまいりたいと考えております。

有利な財源が、国からの2分の1の補助金を受けられるという非常に有利な財源であります。ただ、逆に申し上げますと、2分の1は川西町のほうで支出しなければならないというところでもありますので、この2分の1をどういうふうに一般財源で確保していくかというところが、非常に重要なところというか、ここが一番大変なところであります。

その一般財源を確保するためにも、町債の公債費、こちらを少しでも減らしていきたいと、公債費を減らして一般財源を増やして、新しい第2世代を活用した事業に取り組んでいきたいと考えておりますので、議員からご指摘ありましたように、代議士と協力しながら、有効な財源を確保できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 財政課長にお尋ね申し上げますけれども、今町長は非常に遠慮げみに言われた部分あるんでないかと、べた褒めするわけではないけれどもね。というふうに申し上げますのは、前任者の場合は大変有名な話があつて、何か首長会なり予算確保ということになりますと、これ過疎債に該当するのか、過疎債に該当になるのかと、過疎債というあだ名がつくほどにご熱心だったそうです。これは町にとっては非常に、その制度を利用して事業に取り組む。この過疎債は、私から申し上げるまでもなくて、10億なら10億があつたうちの70%は交付税だとか来ると、実質的な借金分は30%だと。

いわゆる、もっと別な言い方をすれば、7割の補助をもらっているんだという内容の説明で来たわけですが、今、遠慮げみというふうに申し上げたのは、第2世代交付金は、改めてお互いに確認をしながらですが、町長は50%の借金を、半分は借金だというふうにご答弁されましたけれども、町で持たなければならない50%の、これに過疎債を該当できるとすれば、百分率でいけば15%の負担でいいわけですよ。

前任者は30%の負担が残るわけでしょう。ところが、茂木町長が取り組まれている内容は、そういう案分であれば、さらに半分の15%。だから、前任者のさらに半分、そういう有利な上位事業が第2世代交付金というふうに解釈もできるわけですが、まず最初、財政課

長から。

○議長 坂野課長。

○企画財政課長 第2世代交付金の、いわゆる残りの2分の1、補助残の部分になりますが、これに過疎債を使うというところにつきましては、過疎債につきましてもいろんな目的、これに対しては該当しますというようなことがありますので、全て過疎債が使えるということではありませんが、目的が合致すれば、それは可能だと思っておりますし、それが実際実現されれば、議員おっしゃるとおり、通常30%の自己負担分が2分の1になるということは、制度上あり得る話だと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 事務方が言うとおおり、何もかにも私、それに該当なるということではなくて、一つの見立てとしてそういうことだということで、確認を申し上げたわけですがけれども、そのような内容でひとつ、町長もご理解いただいていると思っておりますけれども、改めて第2世代交付金についての、お示しされている内容があるわけ、お尋ね申し上げたいと思えます。

○議長 茂木町長。

○町長 今、財政課長からの答弁にもありましたように、第2世代交付金と過疎債と有利な財源を駆使して、まちづくりの発展のために全力を尽くしてまいりたいと思えます。

○議長 高橋輝行君。

○10番 それにつけても、これをさらにいいものにしていくには、先ほどありました、人材育成が大事だというふうには先ほどご答弁されました。全くそのとおりで思えます。

特別参与という制度なども取り入れられて、一生懸命取り組んでいらっしゃることにについては、過日の内容でお答えいただいたわけですがけれども、やっぱり人材育成の中で、職員ですよね、また、副町長も含めてブレーン。ここをやっぱり、お互いに信用しながらやっていくことが大事だと、信用していないと言っているのではなくて、信用することが大事で、そこからまず一つの人材育成について、やっていくことが大事だと、既にされていることと思えますけれども、そのご認識について、職員さらにはブレーン。

このブレーンも、私は、まずその認識についてお尋ね申し上げたいと。私、批判申し上げているのではなくて、どうですかということの質問であります。

○議長 茂木町長。

○町長 本当に議員ご指摘のとおり、やはりチーム一丸となって、チームというのは役場職員、皆さん一丸となって、まちづくりに取り組んでいかなければならないという意味では、本当

に職員の皆さんのお力をお借りして、一緒に進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 高橋輝行君。

○10番 本当に、よく聞かれるわけですよ、職員どうだと。しかし、やっぱり専門分野、専門分野でお尋ねしたり、個別のことは申し上げませんが、非常に一生懸命取り組んでいる。さらに知恵も、なるほどなというような内容があるわけで、やはり職員との関係、これ何も、まずいと言っているんでないよ、さらにですよ。

そしてまた、それぞれの特徴なり能力があると思うんですけども、そういうところも、上から指示されるということだけでなく、例えば私よく、社長になったことないから分からないけれども、どこの会社でも同じだと思うんですが、その辺は、俺はこう思うけれどもどうだということの中で、キャッチボールしながら、人材育成に努めていく。そしてまたブレーンも、ほかに外に求めることもあるかと思えますけれども、やはりまず内向きの中で、チームとおっしゃった、大変いい言葉だと思う、このチームというものをひとつ、いいあんばいにつくって行ってほしいなということで、人材育成が大切だとおっしゃったことについて、再度申し上げましたが、さらにお尋ね申し上げたいと思います。何か具体的なあれがありましたら。

○議長 茂木町長。

○町長 本当に、人材育成、職員との関係、私もまだまだだなと感じているところでありますし、より深めていきたいという思いであります。

昨年は私、就任してからすぐに、若手職員から意見交換会というのをさせていただきました。年の若い順から五、六人ずつ町長室に来ていただいて、フリーに意見交換の時間を1時間くらいずつ取らせていただいたというところであります。

今年度につきましては、若い順から意見交換、昨年はしたんですけども、補佐とか、去年でいうと主幹クラスの方との意見交換会まではいけなかったものですから、今年は逆に各課の課長さんと補佐の皆さんとの意見交換会を、まずは実施させていただきました。ただ、若い子との意見交換会、今年はしていないので、このあたりもこれから継続して、そういった関係づくりというのは、つくっていかなければならないなと感じておりますので、フリーの意見交換から、もっと政策的な話も含めながら、日々意見交換に努めていきたいなと思っておりますし、関係の構築に努めていきたいと考えているところであります。

○議長 高橋輝行君。

○10番 ぜひひとつ、専門分野の職員を信頼して、さらに人材育成に努めていただければ、せつかく町長が営業されて、いいあんばいな上位事業、先ほど来、前任者の半分の町負担で済む、こういうような事業などもさらに見つけていただいて、していくことによって、同じ事業を負担が半分できる、そのようなまちづくりができるというふうに思うわけでありませう。

そこで、先ほど監査委員の監査意見書について申し上げましたけれども、ちょっと強い表現でありますけれども、先ほど来紹介したストレートな、ここまでご指摘いただくかということについて、私は、大したもんだなというと、監査委員にお叱りを受けるかですけれども、振り返ってみますと、地方自治法の改正で、監査委員の制度の充実・強化という内容があるんです。人数までは申し上げませんけれども、ご案内のとおり、副町長は十分ご存じだと思いますけれども、いわゆる監査意見書はそれだけ、我々が報告いただいたものを、そうかということを読み返すだけでなく、やっぱりこれを、ここまでご指摘いただいたとすれば、どうなんだということ、我々議員も勉強しながら、議員から監査委員は出しておるわけですが、私も含め、いわゆる数値目標というもの、今まではどうしても前任者の場合は、ちょっと荒っぽい表現で言いますと、抽象的な、頑張らね、大変だということだけで、それじゃ、どこがどう大変なんだということなんです。我々もうまく説明できない部分があったと。

これからは、こうなんだと、だけれども、こうやっていくんだというような、こういうめり張りというものが、今回、監査委員の報告意見書を見ながら思ったんですけれども、町長はどのように受け止められておるのか、めり張りが大事なんです。非常に数値目標、これについてお尋ね申し上げたいと。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のとおりでありまして、やはり抽象的な目標を掲げていては、もちろん議員の皆さんにもそうですし、町民の皆様に、しっかりとしたお示し方ができていないと思いますので、数値目標というのは一番分かりやすいものであると認識しております。こういったもの、出せるものに関しては、ある程度、数値目標を決めながら、町民の皆さんにお示しできるように、これからしていきたいと思っております。

そういった意味では、今回の監査委員からの意見書というのは、はっきり書いていただけて、分かりやすいものになったと思いますので、これをしっかりと、この意見を基に町政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 全く町長の受け止め方と同じでありますけれども、何回も言うとおりに、監査委員を前にして申し上げるわけでありませんが、この指摘はやっぱり率直に受け止めながら、先ほど申し上げたとおり、批判というよりも町の現状について指摘された。さらにどうやっていくかという、これからはこれが、知恵の出どころだというふうに思うわけでありまして。

そこで、一般会計の補正でありましたけれども、例えば、町の貯金というふうに申させていただいて結構だと思うんですが、財政調整基金、専門的に言えば標準財政規模の13%と。前任者は5%以上、5%以上と、最低そうでしょうというふうに申し上げましたが、その数字を、辞め際というところであれですけれども、5%というふうにやっとうたわれた経過があるわけですが、前任者は平成27年に12.4%が最高だった。

ところが、茂木町長は1年足らずで、いろいろな財政事情がありますけれども、13%という報告。これはやっぱり、私は15%というものが、標準財政規模に対する、そのような持論を持っているわけですが、これは法務省の一つの指導というか、そういう枠組みの中のお話などもあるわけで、そういう意味で、何を申し上げたいかということ、いわゆる数字を明確に出されている、さらにまた過日の方針でも、最初から5%以上というふうにごうたわれている。数値目標を、さらにまた分かるようなことにお示しいただきながら、それに向かっていくということに、努力をしていただきたいというふうに重ねて申し上げるわけですが、考え方をお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 財政調整基金の性質としまして、変動があるものですので、13%を切らずにというのは、なかなか難しいものかと思っておりますけれども、やはり議員ご指摘のように、15%というところ意識しながら取り組んでいきたいなと思っておりますし、とはいえ、上がり下がりの中で、やっぱり5%を切ってしまうと、本当に災害が発生したとき、何かあったときに、すぐに出せるお金がなくなってしまうので、こうした数値を意識しながら、行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 おっしゃるとおりで、高ければいいということじゃないけれども、岡山県の矢掛町ですか、64.7%という、そういうところもあって、高ければいいでないですよ。過日の議会でも、前々議員の淀さんと島貫 偕議員と3人で行ってきたんですけれども、びっくりしたんです、そういうところも世の中あると。高ければいいんでないけれども、やっぱり最低15%

は、何か出た場合という、いろいろあるわけで、災害も含め、過日説明あったとおりで、ひとつこれはキープしながら頑張っていたきたいというふうに、改めて紹介を申し上げたいと思います。

そこで、1年間、1期4年間という一くくり、いろいろございました。ひとつ頑張っていたきたいというか、町民の理解、つまり議会側に分かるような説明をいただきながら、進めていただきたいというふうに思うわけであります。

同僚議員の質問の中で、例えば学校の数がありましたけれども、今までは前任者の場合は、町民のご一帯にお話を聞きながらということでしたけれども、今度、新しい教育長になったかどうか分からないけれども、明確に、町は小学校5つを1つか2つにしていくなだと、みんなどう思うと、これがやっぱり理想的な内容ですよ。

ぜひそういうような姿勢で、町としてはこう思うと、茂木町長としてはこう思うというビジョンをお示しいただいて、その中でいいのか悪いのかということを整理していくという、そういうキャッチボールを何回か繰り返していくうちに、素晴らしいものに、素晴らしい成果が出ていくんでないかというふうに思われるわけであります。

診療所の関係などについてもいろいろありますけれども、やはりあんまり凝り固まった内容でなくて、いろいろな意見があれば、そこをちょっと聞くような余裕を持ちながら、ひとついいあんばいに煮詰めていただきたいなというふうに、同僚議員の質問をお聞きしながら感じたところを若干含めて申し上げたところです。

過日のテレビ報道というか番組で、一つの言葉ですけれども、間違っていないから正しいとは限らないと。これどういうことかなと、間違っていないと、だからといって正しいとは限らないと。逆を言えば、正しいから間違っていないとは限らないと。この辺はひとつ、茂木町長に贈る言葉でないけれども、言ったと、言ったからこうだべということではなくて、なるほど、そういうこともあるのかというような、ひとつ度量を持ってやっていただければと。

何も、そうでないと言っているんじゃないよ。何回もこれ、誤解なく聞いてほしいんですけども。正しいからと、これだべということではなくて、やっぱりその辺の度量を持ちながら、先ほど来るる申し上げた内容を、ひとつしていただきたいというふうに申し上げたいわけですけれども、コメントだけいただいておりますか。

○議長 茂木町長。

○町長 学校再編であったり幼児施設につきましては、やはり私自身も、ある程度町からの方針を説明というか、伝えさせていただいた上で、町民の皆さんの声を聞くというのが本来の

形であろうと思いますので、そのような形で今後進めていきたい、これまで進めてきたところでありますし、これからも進めてまいりたいと考えているところであります。

議員から教えていただきました、間違っていないから正しいとは限らない、正しいから間違っていないとも限らないというところで、やはり自分の考えが間違っていないと思い込み過ぎずに、しっかりと皆さんの意見を愚直に受け止めながら、話を聞きながら方向性を示していく、それがトップとしての役割だと考えておりますので、しっかりと皆さんの意見、職員の意見、あるいは議員の皆さんの意見、町民の皆さんの意見を聞きながら、町政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 どうもありがとうございました。

駄目押しでもう一つ申し上げますと、前任者を何も全否定しているわけでもないんですけれども、今までこう進めてきたけれども、私はここはこう工夫して進めていくんだという、見直しされている内容もいっぱいあると思うんです。それはやっぱり、ひとつご説明いただいて、次の施策を説明いただくということだと非常に分かりやすい。

あれっというような内容があるわけで、今まではこういうふうにされたけれども、私はこういうような考え方だというようなことの、いわゆる施策の説明なども工夫してしていただければ、さらにいいんでないかということ、以上申し上げ、質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日の予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 4時04分)